

参考資料:美里町第2次行政改革大綱 実施計画の取組項目の進捗状況

【取組項目別】

(単位:件、%)

No.	取組項目名	行政改革大綱取組項目数			達成状況										備考
		取組項目数	枝番の取組項目数	取組項目総数	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
					達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	
1	開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立	7	1	8	2	25.00	5	62.50	6	75.00	4	50.00	6	75.00	
2	財政の健全化	11	2	13	6	46.15	7	53.85	7	53.85	9	69.23	9	69.23	
3	地方公営企業等の経営安定化	4		4	1	25.00	1	25.00	1	25.00	2	50.00	3	75.00	
4	職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化	9		9	2	22.22	3	33.33	5	55.56	5	55.56	6	66.67	
5	住民の理解を得た協働システムの構築と推進	4		4	1	25.00	1	25.00	1	25.00	1	25.00	3	75.00	
6	簡素で効率的な組織体制の確立	4	9	13	2	15.38	3	23.08	4	30.77	4	30.77	5	38.46	
7	行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立	3	1	4	0	0.00	0	0.00	1	25.00	2	50.00	1	25.00	
合計		42	13	55	14	25.45	20	36.36	25	45.45	27	49.09	33	60.00	

※ 取組項目No.36番の事務事業の委託化方針の策定について、検討項目を掲げ検討することとしておりましたが、平成26年度に、全庁的に委託化検討する項目を検討し、決定しています。そのため、取組項目No.36番の事務事業の委託化方針の策定については、個別記載を止め、一つの定量目標の取組項目に変更したため、取組総数60から55となっています。

【目標別】

(単位:件、%)

No.	目標区分	行政改革大綱取組項目数			達成状況										備考
		取組項目数	枝番の取組項目数	取組項目総数	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
					達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	
1	定性目標	15	10	25	5	20.00	7	28.00	9	36.00	13	52.00	14	56.00	
2	定量目標	27	3	30	9	30.00	13	43.33	16	53.33	14	46.67	19	63.33	
合計		42	13	55	14	25.45	20	36.36	25	45.45	27	49.09	33	60.00	

【課 別】

(単位:件、%)

No.	課名	行政改革大綱取組項目数			達成状況										備考
		取組項目数	枝番の取組項目数	取組項目総数	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		
					達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	達成数	達成率	
1	議会・監査委員書記	1		1	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	
2	総務課	20	2	22	5	22.73	8	36.36	11	50.00	10	45.45	14	63.64	
3	企画財政課	5		5	4	80.00	5	100.00	5	100.00	4	80.00	5	100.00	
4	まちづくり推進課	6	1	7	3	42.86	3	42.86	3	42.86	4	57.14	4	57.14	
5	防災管財課	3		3	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	33.33	1	33.33	
6	会計課			0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
7	税務課		1	1	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
8	徴収対策課	1	1	2	0	0.00	1	50.00	1	50.00	1	50.00	1	50.00	
9	町民生活課	1		1	0	0.00	0	0.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	
10	下水道課	1	1	2	0	0.00	0	0.00	1	50.00	2	100.00	2	100.00	H27.3まで建設課
11	農業委員会			0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
12	産業振興課	1		1	1	100.00	1	100.00	0	0.00	0	0.00	1	100.00	
13	健康福祉課		1	1	0	0.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	
14	子ども家庭課	1	3	4	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
15	教育総務課		3	3	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	33.33	1	33.33	
16	水道事業所	1		1	0	0.00	0	0.00	1	100.00	1	100.00	1	100.00	
17	町立南郷病院	1		1	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
合計		42	13	55	14	25.45	20	36.36	25	45.45	27	49.09	33	60.00	

第2次行政改革 実施計画書指標一覧表 及び 各取組に対する検証結果と今後の方向性

第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.	
No.	大区 分	項目 No.	重点 等項目	項目名称						具体的な記載内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			平成28年度
1	1	1	◎	行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立	住民目線に立った情報の公表	総務課	町のホームページの年間の訪問者数	104,044人	情報量の増加、迅速な情報の更新等、町のホームページの利便性を向上することで、利用者が増加するものと想定し、平成24年度の訪問者数を基準とし、その上昇を目標としました。	4月	基準値 設定年度	116,745人	118,043人	123,845人	128,716人	—	達成	達成	達成	達成	設定した目標値に達しました。ホームページ訪問者数のさらなる上昇を目指して、新たな目標を設定します。	継続(達成) → 4. (11)
2	1	2		会議及び会議録の公開	情報公開条例等法令の規定を遵守	総務課	公開した会議の会議録の公開を会議終了後、1か月以内に公表した割合	26.3%	公開した会議について、遅滞なく情報を公開するよう、平成24年度、1か月以内に会議録を公表した附属機関等の割合を基準値とし、1か月以内に会議録を公表する附属機関等の割合の上昇を目標としました。	5月	基準値 設定年度	21.4%	6.5%	21.1%	16.0%	—	未達成	未達成	未達成	未達成	平成24年度の数値を基準とし、それ以降、目標に達していませんでした。会議録の調整は、事務担当者が実施している場合が多く、他の業務に追われて会議録の調整が後回しになってしまい調整に時間を要しています。今後、各会議等の内容によっては、会議録調整業務の外部委託を検討する必要があります。一方、会議録の公開は、可能な限り早急な対応が求められることから、基準値を見直し今後も継続していくべきものと考えます。	継続(未達成) → 4. (14)
3	1	3		行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表	各種計画や条例等の策定段階における公表と意見の募集	総務課	パブリックコメント条例の制定	—	パブリックコメント手続の厳格化を図るために、条例の制定を目標としました。	—	—	実施				未達成	達成			平成25年度にパブリックコメントの条例化を行い、目標を達成しました。制度も定着しパブリックコメントに対する認知度も向上していることから行政改革の取組項目から削除します。	廃止(完了・達成)	
4	1	4-1		委員会等への委員の公募制度の積極的導入	公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組	総務課	新たに設置する附属機関等の委員総数に占める公募委員の割合	30.0%	住民参画の推進を図るため、新たに選任又は設置する附属機関等委員の公募による選任割合を目標としました。	5月	28.9%	6.3%	17.9%	16.8%	3.6%	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	附属機関委員の公募は、おおむね実施されていますが、公募を実施しても応募がない場合があります。目標値については、全委員に対する公募委員の割合ではなく、全附属機関に対する公募を実施した附属機関の割合とすることが妥当と考えます。 なお、附属機関の目的等により公募委員の必要性や人数について再度検討を要します。	継続(未達成) → 4. (15)
5	1	4-2		委員会等への委員の公募制度の積極的導入	公募委員の構成比の目標設定と取組、女性委員の構成比の目標設定と取組	総務課	新たに設置する附属機関等会の委員総数に占める女性委員の割合	30.0%	男女の均等な登用を図るため、美里町男女共同参画推進基本計画に基づき、新たに選任又は設置する附属機関等委員の女性の選任割合を目標としました。	5月	26.3%	6.3%	51.8%	24.0%	31.7%	未達成	未達成	達成	未達成	達成	新しく選任された委員の割合を指標としていたため、女性委員の割合が高い附属機関が改選年度に含まれる場合など、達成指標が極端に高くなる場合があります。毎年基準日における女性委員の構成比とすることで、年度間での比較が可能と考えます。 男女の均等な登用を図るため、今後も継続していくべきものと考えます。	継続(達成) → 4. (15)
6	1	5		監査制度等の制度の強化	監査機能の充実	監査委員書記	監査対象項目の拡充	5項目	時代の変化に対応した監査の実現のため、平成23年度の監査項目数を基準とし、監査対象項目数の上昇を目標としました。	4月	6項目	6項目	6項目	6項目	6項目	達成	達成	達成	達成	達成	監査対象項目を6項目とすることができました。制度が強化されたことから、行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)
7	1	6		行政相談体制の強化充実	行政に対する苦情受付、調査、改善要求等	総務課	行政相談の未処理件数	0件	町政相談員を設置し、行政に寄せられた意見に対して、すべて回答することを目標とし、未処理件数0件を目標としました。	4月	町政相談員未設置	0件	0件	0件	0件	未達成	達成	達成	達成	達成	町政相談員の設置、総合案内相談窓口の開設や提案箱設置など、行政に対する意見、要望、相談等の把握と対応を推進する環境整備に努めました。さらに対応のマニュアル化を図り、組織としての適切な対応と住民の利便性向上に繋げました。	継続(達成) → 3. (1)
8	1	7		政策評価委員会の設置と評価結果の公表	町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表	企画財政課	政策評価委員会の設置	—	総合計画の目標達成に向けて、重点施策等を推進するために外部評価の取組として、政策評価委員会を継続して設置することを目標としました。	—	実施	実施	実施	未実施	実施	達成	達成	達成	未達成	達成	平成27年度は、第1次美里町総合計画の最終年度であり、また、第2次総合計画の策定年度でもありました。そのため平成26年度事業の評価というよりも、第1次美里町総合計画全体の自己評価という形で実施し、政策評価委員会における評価は実施していません。 なお、平成28年度は政策評価委員会による評価を実施しており、行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)
9	2	8		中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表	平成27年度までの収支見込みに基づく財政健全化計画の策定及び公表	企画財政課	実質公債費比率 ※ 総合計画目標値	15.0%以下	収入に対する借入金返済の割合を示す数値で、この数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味することから、実質公債費比率の抑制を目標としました。	9月	14.8%	14.3%	12.8%	11.2%	10.0%	達成	達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。総合計画の施策の指標と同じですが、財政の健全化を表す指標として重要なものですので、行政改革の目標値としても設定していきます。	継続(達成) → 4. (5)

第2次行政改革 実施計画書指標一覧表 及び 各取組に対する検証結果と今後の方向性

第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準) 値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.	
No.	大区 分	項目 No.	重点 等項目	項目名称						具体的な記載内容	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度			平成28年度
10	2	9		総合計画の進捗管理の徹底	取組の重点化、実施計画の作成と公表	企画財政課	—	進行管理の徹底、施策課題の把握等を適切な時期に組織的に協議することを目標としました。	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	達成	達成	達成	達成	一連の政策形成過程を構築することはできませんでした。行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)	
11	2	10		人件費の見直しと公表	非常勤特別職も含め、各種手当の再調査及び公表	総務課	25.4%以下	経常経費には、人件費・扶助費・公債費等がありますが、経常経費比率が高いと財政運営が硬直化していると考えられていることから、平成23年度の経常経費比率の人件費の数値を基準とし、人件費の割合を抑制することを目標としました。	9月	24.6%	24.0%	24.3%	24.0%	23.0	達成	達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)	
12	2	11		補助金等の抜本的見直し	補助基準の明確化、補助基準の客観性・透明性の確保を念頭においた方針の策定、削減目標の提示	総務課	—	第1次行政改革大綱の計画期間に削減に努め、補助基準を作成し、客観性及び透明性の確保に努めており、今後は、必要に応じた基準の見直しを行いながら、法令外負担金審査会を開催することを目標としました。	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。今後も法令外負担金審査会を開催し、補助金等の抜本的見直しに努めます。	継続(達成) → 4. (6)	
13	2	12-1		公共施設の統廃合を含めた効率的な運用	老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定	防災管財課	—	施設の有効性を検討するための施設管理計画の策定を目標としました。	—	—	—	—	—	実施	未達成	未達成	未達成	達成	未達成	平成27年度に「美里町公共施設等総合管理計画」を策定しました。 今後は、各施設個別管理計画を検討し、計画的な統廃合等を進めます。	継続(達成) → 1. (2)	
14	2	12-2		公共施設の統廃合を含めた効率的な運用	老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定	教育総務課	—	子どもにとってより良い学校環境のあり方を調査審議する学校教育環境審議会からの答申を受け、教育委員会として施設整備計画を策定することから、行政改革の計画期間内に実施までの意見調整は難しいことから、計画の策定を目標としました。	—	—	—	—	実施	実施	未達成	未達成	未達成	達成	達成	平成28年6月に学校再編ビジョンを策定しました。7月に住民説明会を開催し、学校再編ビジョンに基づく具体的な再編案を示し、住民の意見を聞きました。また9月～12月に保護者等との意見交換会を開催するなど、住民の意向把握を継続して実施してきました。平成29年度には中学校の再編について整備手法を具体化させていく計画です。	廃止(達成)	
15	2	13-1	◎	税金等収納率改善システムの確立	税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発	徴収対策課	現年度分の徴収率98.0%未満の科目件数の減少	15科目	滞納繰越分は、各科目により状況が異なること、滞納額を減らすには、新たな滞納者を生じさせないことが大切であることから、現年度分の徴収率の向上を目標として、徴収率98.0%未満の平成23年度の科目数を基準とし、徴収率98.0%を達成しない科目数を減らすことを目標としました。	9月	15科目	14科目	10科目	13科目	16科目	未達成	達成	達成	達成	未達成	継続(未達成) → 1. (1)	
16	2	13-2		税金等収納率改善システムの確立	税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発	税務課	小・中学校での金銭(租税)教育の実施回数	年6回	ものが豊かな社会であることからこそ、児童が金銭に対して健全な感覚を養うことができるよう、小・中学校で金銭(租税)教育を行うことを目標としました。	4月	0回	2回	2回	3回	3回	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	租税教育の推進については、平成22年12月閣議決定されており大崎地域においても「大崎地区租税教育推進協議会」が中心となり取組が進められております。徐々に開催校は増えていますが、学校側の対応次第という一面もあり目標に達していません。 町税務課単独での取組は協議会の取組みと重複する面が多々あり困難ですが、町内小中学校9校中6校という目標数値を継続し取組を進めます。	継続(未達成) → 1. (1)
17	2	14		施設使用料等、受益者負担の見直し	全施設の収支調査、使用料及び各種手数料の見直し	防災管財課	施設の収支調査の実施	—	施設ごとの収支改善が必要であることから、施設の設置目的、施設の利用状況を考慮しつつ、施設使用料の適正化検討の収支調査を実施することを目標としました。	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	「美里町公共施設等総合管理計画」と個別管理計画の策定を踏まえ、施設の再配置等を見据えて検討します。施設管理担当課による協議を行い、使用料等受益者負担の見直し方針を策定します。	継続(未達成) → 1. (3)	
18	2	15		分譲団地の販売促進強化	駅東、練牛分譲団地の販売促進強化	まちづくり推進課	基準人口の維持率	100%	人口減少社会において、いかに人口減少を抑制していくが必要であり、総合計画で掲げる基準人口を維持することを目標としました。	4月	100.4%	100.2%	100.9%	100.5%	100.5%	達成	達成	達成	達成	達成	練牛分譲団地は残り1区画、駅東地区の状況もおおむね良好で、基準人口の維持率を確保することができました。行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)
19	2	16		未利用地等の売却及び活用	町所有の遊休土地・建物の利用見込調査と売却、賃貸借等行動計画の策定と推進	防災管財課	遊休地の売却件数	8件	財政の健全性を維持するための取組として、自主財源の確保を図るため、平成28年度までに売却する不用な遊休土地の件数を目標としました。	6月	1件	0件	1件	1件	3件	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	遊休土地の売却については、目標を達成できませんでした。 今後、遊休土地の情報を常に整理公開しながら「美里町公共施設等総合管理計画」を踏まえて売却、利活用を進めます。	継続(未達成) → 1. (2)

No.	第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.
	大 区 分	項 目 No.	重 点 等 項 目	項目名称	具体的な記載内容						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
20	2	17		企業立地の推進	立地したくなるような魅力あるまちづくり、地元企業に対する支援	企画財政課	工業統計調査による製造品等出荷額 ※ 総合計画目標値	280億円	町内企業の経営状況については、製造品等出荷額に反映されること及び工業統計調査を活用することにより、結果の客観性と定点点観測が可能なことから目標としました。	取組年度の1月	273億円	300億円	326億円	357億円	-	未達成	達成	達成	達成	達成	目標は達成されています。今後も客観的な定点点観測を行います。行政改革の取組項目から削除します。※平成28年度実績値は未確定のため、平成27年度数値で達成状況を判断しております。	廃止(達成)
21	2	18		その他広告収入等収入増施策	町広報紙、ホームページへの広告掲載、住民バス等への広告掲載	総務課	広告収入額	140万円	財政の健全性を維持するための取組として、自主財源の確保を図るため、広告収入の増加を目標としました。	6月	145万円	127万円	120万円	97万円	193万円	達成	未達成	未達成	未達成	達成	目標値を設定したところと比較すると、広告を掲載する媒体の減少から広告収入額が減少しています。 目標値の見直しを行い、新たな広告媒体を採用するなど収入の確保を図り今後も継続していくべきものと考えます。	継続(達成) → 1. (4)
22	3	19		水道事業の経営健全化	民間委託も含めた中長期運営方針策定、水道料金の改定	水道事業所	単年度収支の黒字化(経常収支比率)	100%	総合計画では、安定した水の供給を行うために、耐震性の低い老朽管の更新率の上昇を掲げていますが、そのためには、経営の安定化を図る必要があることから、単年度収支の黒字化を目標としました。 経常収支比率(%)＝ [(営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用)]×100	6月	94.3%	96.8%	100.7%	105.5%	100.5%	未達成	未達成	達成	達成	達成	平成25年度と平成26年度の水道料金改定により、平成26年度以降は目標値を達成することができましたが、給水人口の減少による料金収入の減少や老朽施設の更新に係る経費の増大等の影響により、依然厳しい経営状況となっています。 更なる経費削減の取り組みとともに、適正な水道料金水準の検討を行う必要があります。	継続(達成) → 4. (8)
23	3	20		町立南郷病院の経営健全化	検診による収益増、大崎圏域医療機関との連携強化	町立南郷病院	単年度収支の黒字化(経常収支比率)	100%	総合計画では、地域医療、救急医療の充実を掲げていますが、そのためには、経営の安定化を図る必要があることから、単年度収支の黒字化を目標としました。	6月	99.4%	98.0%	96.9%	94.9%	97.8%	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	漸減していた患者数及び料金収入について平成27年度を底に28年度は前年比増となりました。しかし収益が増えない大きな要因は患者数の減少と考えられ、その原因は介護施設や老人ホーム等に入居し、可能な限り入院しないで在宅医療を選択する患者が増加したものと考えられます。今後この傾向は続くものと考えられます。 また、訪問診療に取り組んでいますが、確保できた医師数の範囲で、これに最大限取り組み必要があると考えられます。	継続(未達成) → 4. (9)
24	3	21	◎	下水道事業の経営健全化	普及率及び水洗化率の向上、料金の適宜な見直し	下水道課(H27.4.1)	水洗化率の向上 ※ 総合計画目標値	公共 76.0% 農集 73.0%	水洗化の向上により、使用料による収入が増加し、経営の健全化につながることから、公共下水道、農業集落排水等の整備地区において、汚水等が適切に処理される生活環境を推進するため、水洗化率の向上を目標としました。	6月	公共 76.3% 農集 69.0%	公共 77.1% 農集 69.3%	公共 78.2% 農集 73.2%	公共 79.8% 農集 73.7%	公共 82.3% 農集 74.4%	一部未達成	一部未達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。 平成28年度に策定した下水道事業経営戦略に基づき、経営健全化に向けて取り組みます。 今後は、汚水衛生処理率を指標とします。	継続(達成) → 4. (7)
25	3	22		第三セクターの経営改善	経営状況評価、将来性の検証	産業振興課	単年度収支の黒字化(当期純利益)	2社	第三セクターの活動支援を行い、経営状況改善に努める必要があることから、単年度収支の黒字化を目標としました。	直近の決算10月	2社	2社	1社	1社	2社	達成	達成	未達成	未達成	達成	単年度収支の黒字化の目標に対し、3か年において目標を達成することができました。 このうち、(有)とんたろうに関しては、東日本大震災による電源喪失に伴う廃棄物など、特別損失を計上した決算期を除けばすべての決算期において黒字化を達成しました。 一方、(有)南郷ふれあい公社に関しては、震災特需の減少に伴い赤字の傾向が続いていましたが、計画最終年度においては黒字に回復することができました。 引き続き、健全経営に向けた指導、助言を行っていきます。	継続(達成) → 4. (10)
26	4	23		意識改革推進プログラムの策定と実行	事業評価、政策過程における住民参加制度導入による職員意識の向上	総務課	実施計画の策定	—	職員の人材の育成、職員数の適正化等を進める上で人材育成方針を策定し、関連する取組を一体的に進めるために、実施計画を策定することを目指しました。	—	—	—	—	実施	/	未達成	未達成	未達成	達成	/	平成28年5月に第2次美里町人材育成基本方針及び中長期職員研修計画を策定したことから、一定程度の目標を達成しました。 今後はこれに基づき「求められる職員像」を目指し、人材育成を推進していきます。	継続(達成) → 2. (1) 4. (1)(2)
27	4	24		職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表	利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的な地域行事への参加	総務課	倫理規程違反者数	0人	倫理規程に対する違反者について、ゼロを基準としました。	4月	0人	0人	0人	0人	0人	達成	達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。職員の行動規範等を定めた「美里町職員のためのコンプライアンスガイドライン」を平成26年8月に策定し、職員研修を実施しております。ガイドラインに則った取組を今後進めていくこととしているため、行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)
28	4	25		職員懲罰規程の改定と公表	飲酒運転、不正関与の厳罰化等	総務課	懲戒処分者数	0人	懲戒処分者等について、処分者ゼロを基準としました。	4月	0人	0人	0人	1人	1人	達成	達成	達成	未達成	未達成	計画期間において目標を達成することができない年がありました。職員の処分やコンプライアンスに関する項目であり、行政改革になじまない項目でもあるため、今後は行政改革の取組項目から削除します。	廃止(未達成)

No.	第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.
	大 区 分	項 目 No.	重 点 等 項 目	項目名称	具体的な記載内容						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
29	4	26	◎	実績主義による人事評価制度の導入	努力し成果を上げた職員が認められる制度の導入、業績評価の導入と活用	総務課	制度導入時に設定	—	人事評価制度について平成28年度からの本格導入を目指し、まずもって、制度の導入を目標としました。	—	—	—	—	実施		未達成	未達成	未達成	達成		平成28年度から人事評価制度の本格実施を行っています。人事評価制度が一定程度、定着した場合は、努力し成果を上げた職員に対して優秀とする昇給幅の運用や勤勉手当の成績率に差をつける運用等を行っていきます。また、併せて職員表彰規程に基づいた制度運用を進めていきます。	継続(達成) → 4. (2)
30	4	27		決裁権限見直しなどによる決裁時間の大幅縮減	意思決定の迅速化	総務課	専決事項見直し	—	意思決定の迅速化が図られていない事項の改善のため、専決規程の見直しを目標としました。		—	実施				未達成	達成				平成25年度に事務決裁等の一部見直しを行いました。行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)
31	4	28		外部人材導入による活性化と職員の意識改革	各種委員会、審議会等へ高度な専門知識を有する人材の活用	総務課	外部人材の登用者総数	3人	組織全体のレベルアップを図るため、専門的な知識又は経験を有する外部人材の平成28年度までの登用者総数を目標としました。	4月	1人	1人	2人	2人	2人	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	これまで徴収対策課において高度な専門的知識と経験を有する人材を活用してきました。今後は、法令全般の高度な知識を町全体として活用できるよう、総務課に法制執務指導員として1人を配属していきます。また、必要に応じて附属機関等への弁護士や大学教授等を登用することを新たな取組とします。なお、定量目標として3人の配置を目標としましたが、目標人数は設定しないこととします。	継続(未達成) → 2. (3)
32	4	29	◎	職員研修制度(人材育成制度)の確立と計画的な実行	職階別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自主学習の推奨	総務課	研修受講者数	320人	住民ニーズに柔軟かつ弾力的に対応、課題解決に意欲的に取り組む職員、組織体系の確立に向け、平成24年度を基準とし、研修受講職員数の上昇を目標としました。	4月	基準値 設定年度	582人	914人	489人	454人	—	達成	達成	達成	達成	目標を達成することができました。研修に対する職員の意識についても、一定程度定着してきていると考えます。自ら学ぶ組織風土の形成に向けた取組を今後も継続していくべきものと考えます。 第2次美里町人材育成基本方針に記載している「求められる職員像」になれるよう今後も「自己啓発」、「職場内研修」、「職場外研修」の3つを柱とした人材育成を進めていきます。	継続(達成) → 4. (1)
33	4	30		職員定員適正化計画の策定と公表	所属別職員数の公表	総務課	4月1日現在の職員数	260人	美里町職員定員適正化計画に基づく、平成28年4月1日現在の職員数を目標としました。	4月	275人	266人	260人	261人	258人	未達成	未達成	達成	未達成	達成	目標を達成することができました。今後は、平成29年3月に策定した美里町第3次定員適正化計画に基づき定員適正化を進めます。	継続(達成) → 4. (3)
34	4	31		民間手法の積極的導入	改善提案、目標管理等の導入	総務課	1課(室)1提案の実施	17件	普段から、特に意識することなく職場で事務改善を実践できる職場環境及び職員であることが望ましいが、まず、事務改善の取組を組織的に定着させるために、1課(室)1提案の取組をすべての課で実施することを目標としました。	4月	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	具体的な手法を示さなかったことで、十分な取組になっていませんでした。各課等での討論、職員間のコミュニケーションなどから提案につながるような仕組みが必要です。今後は内部統制の構築を行いながら事務改善に取り組んでいきます。	継続(未達成) → 2. (1)
35	5	32		自治基本条例の制定と運用	まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割の明確化	まちづくり推進課	自治基本条例制定の検討	—	憲法、法律、条例に基づいて行われている現在の行政運営において、町民との信頼関係の中で自治基本条例の制定の意義と位置づけについて話し合いを積み重ね、その方向性を定めることを目標としました。	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	町内の活動団体が作成した自治基本条例(案)の内容等の協議を行いました。町の既存条例と重複する部分が多く見受けられます。このことから、条例の制定について現段階では早急に必要なものではないと判断しました。 今後は「まちづくりと住民参画」として条例制定の必要性も含めて継続して検討し、取り組んでいきます。	継続(未達成) → 4. (13)
36	5	33		地域づくり支援制度の確立	退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導	まちづくり推進課	地域づくり支援事業の実施率 ※ 総合計画目標値	100%	地域課題に住民自らが継続的に取組、地域が活性化することが大切であることから、地域づくり支援事業の行政区の実施率100%を基準としました。	4月	100%	100%	100%	100%	100%	達成	達成	達成	達成	達成	目標値を達成することができました。総合計画において地域づくり支援事業への住民の参加者数を施策の指標として設定しており、行政改革の取組項目から削除します。	廃止(達成)

No.	第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.
	大 区 分	項 目 No.	重 点 等 項 目	項目名称	具体的な記載内容						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
37	5	34		定期的行政・住民懇談会の実施	行政情報の提供、住民ニーズの把握、住民懇談会の目的の明確化と開催形態の多様化	総務課	住民懇談会の参加者数	200人	行政情報を提供し、住民ニーズの把握に努めるために、住民懇談会の参加者数の上昇を目標としました。	4月	189人	142人	111人	192人	263人	未達成	未達成	未達成	未達成	達成	町がテーマを決めた懇談会においては、参加者や年齢層の固定化が否めません。しかし、団体や地域の要望により開催する出前型の懇談会は、制度の周知に努めた結果として徐々に広がりが見えてきました。 今後は、さらに住民懇談会の制度の周知を徹底し、開催要望及び参加者の増加につなげる取組が必要です。 住民と率直な意見交換を行い、その意見や要望を町政に反映するため、開催形態の多様化、幅広い年齢層や女性の参加しやすい環境整備等が課題です。	継続(達成) → 4. (12)
38	5	35		住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進	行政と住民、団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制の構築	まちづくり推進課	町内に活動拠点を置くNPO法人数	8団体	地域課題に対して、多様な担い手と連携したまちづくりを推進するために、町内に活動拠点を置くNPO法人の増加を目標としました。	4月	6団体	6団体	6団体	7団体	8団体	未達成	未達成	未達成	未達成	達成	町内に拠点を置くNPO法人数は、平成28年度末に目標値の8団体となりました。 行政改革の取組項目から削除しますが、住民、その他団体との話し合いや役割分担はこれからも必要となることから、拠点となるコミュニティ施設を中心に特色を生かした連携づくりについて相談、育成を支援していきます。	廃止(達成) → 4. (13)
39	6	36	◎	事務事業の委託化方針の策定	住民サービスの向上と経費節減の両面からの検証	総務課	新たな委託事務事業数	13件	民間ができることは民間に委ねることを基本とし、新たに委託化する事務事業数を目標としました。	4月	0件	0件	3件	2件	0件	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	委託化基本方針を策定し複数の業務について委託化を検討しましたが、目標とした件数には達しませんでした。 これまで日直業務や文書配布業務等の委託を行いました。残念された住民サービスの低下などは見られず、一定の効果が確認できました。その時々に応じた受託者とのきめ細かな協議を重ねながら、さらなる住民サービスの向上を図る必要があります。 各種業務の委託化については今後も継続して検討を進めることが必要と考えます。	継続(未達成) → 2. (2)
40	6	37 -(1)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	子ども家庭課	No.37の具体的な取組 保育所運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	平成27年度に職員によるワーキンググループで美里町の幼児教育・保育の在り方について検討し、小牛田保育所については民営化もしくは民間委託が望ましいのでは、との結論を得ましたが、すぐに民営化を行うのは引き受け手が現れるか等の問題があるため、待機児童の解消策のひとつとして検討している。新設保育所の運営を民設民営もしくは公設民営で行い、新設保育所の運営が軌道に乗った時点で小牛田保育所の運営を新設保育所を運営している法人に委託するのが望ましいと思われます。	継続(未達成) → 2. (2)
41	6	37 -(2)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	子ども家庭課	No.37の具体的な取組 児童館運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	保育所の運営のあり方に主眼を置いて美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を開催してきており、児童館の在り方までは検討できませんでした。 今後のワーキンググループで児童館の運営のあり方を検討し、同委員会で見解を頂戴する予定です。	継続(未達成) → 2. (2)
42	6	37 -(3)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	子ども家庭課	No.37の具体的な取組 子育て支援センター運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	保育所の運営のあり方に主眼を置いて美里町子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を開催してきており、児童館の在り方までは検討できませんでした。 今後のワーキンググループで児童館の運営のあり方を検討し、同委員会で見解を頂戴する予定です。	継続(未達成) → 2. (2)
43	6	37 -(4)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	教育総務課	No.37の具体的な取組 幼稚園運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	認定こども園への移行を含めて今後の幼稚園教育の在り方を検討し、平成31年3月までに認定こども園等の設置の考え方を決定します。	継続(未達成) → 2. (2)

No.	第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.
	大区 分	項目 No.	重点 等項目	項目名称	具体的な記載内容						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
44	6	37 -(5)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	まちづくり推進課	No.37の具体的な取組 コミュニティ施設運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	指定管理者と定期的に協議を行い、地域の特性を生かした事業、施設の維持管理に努め、利用の促進、安全管理に努めてきました。 直営で運営している施設の委託、指定管理に向けて、業務内容の再整理を行い、平成29年度の指定管理者の選定を経て、平成30年度から実施したい考えです。	継続(未達成) → 2. (2)
45	6	37 -(6)		施設管理の民営化・委託化方針の策定	民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定	教育総務課	No.37の具体的な取組 図書館運営の検討	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	図書館の運営方針を早期に作成し、運営方針に基づく運営を行っていきます。運営方針の作成の中で、民営化・委託化について再度検討を行い、平成30年3月まで方向性を決定します。	継続(未達成) → 2. (2)
46	6	38		事務事業評価制度の充実	目標志向、成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映	企画財政課	—	—	No.9総合計画の進行管理の徹底と同様の取組です。	—	実施	実施	実施	実施	実施	達成	達成	達成	達成	達成	No.9総合計画の進行管理の徹底と同様の取組です。	廃止(達成)
47	6	39 -(1)		不断の組織体制の見直し	限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成	まちづくり推進課	No.39の具体的な取組 住民参画と生涯学習推進に向けた取組	—	—	—	実施	/	/	/	/	達成	/	/	/	/	平成25年4月、生涯学習課とまちづくり推進課を再編し、まちづくり推進課としました。	廃止(達成)
48	6	39 -(2)		不断の組織体制の見直し	限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成	徴収対策課	No.39の具体的な取組 公債権及び私債権の組織的な管理体制	—	—	—	—	—	—	—	実施	未達成	未達成	未達成	未達成	達成	これまで庁内の債権管理の一元化に向けて、所管課の現状把握や電算システム調達等について協議検討してきました。	廃止(達成)
49	6	39 -(3)		不断の組織体制の見直し	限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成	健康福祉課	No.39の具体的な取組 健康づくり、各種福祉施策を推進する組織体制	—	—	—	実施	/	/	/	/	未達成	達成	/	/	/	既存の組織体制のまま内部統制を強めることとしましたが、地域包括ケアシステムの構築や地域と密着した事業展開や制度改正による業務の増大、人材育成の必要性から、再度の組織体制の見直しが必要があります。	継続(達成) → 4. (4)
50	6	39 -(4)		不断の組織体制の見直し	限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成	下水道課 (H27.4.1)	No.39の具体的な取組 地方公営企業法適用に向けた組織体制	—	—	—	—	実施	/	/	/	未達成	未達成	達成	/	/	平成27年4月、新たに下水道課を設置しました。	廃止(達成)
51	6	39 -(5)		不断の組織体制の見直し	限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成	子ども家庭課	No.39の具体的な取組 子育て支援及び就学前教育の充実に向けた組織体制	—	—	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	平成26年度において子ども家庭課の組織体制の一部見直しを行っており、当面はこの体制のまま継続し、保育所の運営の民営化の状況を見ながら、児童館、子育て支援センターの運営体制を含め見直しを行う予定です。	継続(未達成) → 4. (4)
52	7	40	◎	住民ニーズの適正な把握と反映	電子メール、郵送、直接相談、会議、懇談会、アンケートの実施等意見の一元集約、対応	総務課	データ管理の実施	—	多様な方法で寄せられた住民ニーズを集約し、把握するために統一的にデータ管理を実施することを目指しました。	—	—	—	—	—	—	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	全庁的な住民の要望、意見等への対応を標準化するためにマニュアルを策定し、情報のデータ管理、共有化及び対応の進捗管理を目指しました。情報のデータ管理を実施するためのシステム運用が不十分です。取組の周知徹底及びデータの電子媒体入力フォームの見直し等改善が必要です。	継続(未達成) → 3. (1)
53	7	41		窓口・公共施設等の住民サービスの充実	ワンストップサービス、利用者の利便性向上、業務全般のサービス充実	町民生活課	窓口利用者の満足度について、「よい」と答えた9項目の割合の平均値の上昇	68.3%	住民の利便性の向上を図るため、窓口利用者のアンケート調査を平成25年度から行い、利用者の満足度の上昇を目標としました。	4月	—	基準値	70.5%	76.2%	75.4%	—	—	達成	達成	達成	目標を達成することができました。目標値を見直しながら、今後も継続していくべきものと考えます。	継続(達成) → 4. (16)

No.	第2次美里町行政改革大綱					担当課	指標	目標 (基準)値	指標に対する考え方	目標 確定 時期	指標に対する各年度における実績値					指標の達成状況					各取組に対する検証結果	方向性 → 第3次大綱 項目No.
	大 区 分	項 目 No.	重点 等項 目	項目名称	具体的な記載内容						平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度		
54	7	42 -1		電子自治体の推進	施設予約の導入の検討、電子申請の推進	まちづくり推進課	施設予約システムの導入の検討	—	利用者の利便性の向上、施設の利用推進、施設管理の視点からスポーツ施設の予約システムの導入を検討することを目標としました。	—	—	—	—	実施	—	未達成	未達成	未達成	達成	未達成	これまで検討を行ってきましたが、システムを導入した場合の使用者との調整作業にこれまで以上の業務負担が予想され、施設利用者からの理解が得られないことからシステムの導入を当分見送ることとし、実施計画の項目から削除します。しかし、住民サービスの向上につながることから継続して検討していきます。	廃止(未達成)
55	7	42 -2		電子自治体の推進	施設予約の導入の検討、電子申請の推進	総務課	年間の電子申請件数	100件	利便性の向上を図るために年間の手続件数を目標としました。	4月	90件	60件	50件	75件	98件	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	目標値には届きませんでしたが少しずつ利用件数の増加が見られます。電子申請サービスのPR、新たな手続の追加を行う等利用件数の増加を計ります。	継続(未達成) → 4. (17)

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係 担当／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
1	◎		行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立 （住民目線に立った情報の公表）	総務課 /文書法令係 広報広聴係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 加藤 敏典 伊藤 博人	広報紙は月2回発行しています。情報の電子化を進める一方で、紙による情報を公開するために「行政情報コーナー」を本庁舎及び南郷庁舎2か所に設置しました。また、町のホームページをリニューアルし、使いやすさの改善に努めました。 今後は、行政情報コーナーの運用のルール化と町のホームページ掲載情報の充実を図る必要があります。	【目的・目標】 積極的に情報を公開するための掲載情報のルール化、情報の充実に努めます。 【指標】 町のホームページの年間の訪問者数 【基準値】 1 0 4 , 0 4 4 人	公開方法として、インターネットを活用した迅速な情報の発信と紙による行政情報コーナーの充実を図ります。 ・掲載情報のルール化 ・町のホームページの見直し ・コミュニティ型のWebサイトであるソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を活用した多様な情報発信方法の検討	・情報公開条例の全部改正 ・会議公開、行政情報コーナーのルール化の検討 ・公開している例規集システムについて、迅速に情報を公開するために、議会の都度、更新に努めました。 ・例規集システムは、更新に時間を要することから、改廃等の条例等を随時、町のホームページに掲載しました。 ・職員向けシステム操作研修を実施しました（17人参加）。 ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催	○行政情報コーナーの充実に向けた取組 本庁舎の配置場所の改善は行いましたが、検討したものの基準の策定までは至りませんでした。 ○町のホームページの掲載 ・行政委員会等のページ作成支援 ・トップページスマートフォン閲覧の視認性及び操作性の向上対応 ・会議録公開ページの刷新 ・職員向けシステム操作研修の実施（13課19人参加） ・文書、広報、まちづくり担当者の打合会議の開催	・行政情報コーナー等運用基準を作成し、職員に周知しました。 ・各種会議録の公開については、随時掲載しました。 ・町のホームページの行政委員会のページを作成し、掲載しました。 ・試験的に町の事業についてSNSを活用した情報発信を行いました。 ・情報の取扱、ホームページ作成研修については、業務の調整がつかず、実施できませんでした。が、これまでの研修受講職員を中心に個別に、新規ホームページ作成等の助言・指導を行いました。	・美里町ホームページ管理運営要綱を規定しました。 ・各課に対してページへの掲載ルールの徹底をアナウンスし、ルールに則り更新するよう指導を行いました。 ・健康福祉課の食育のページについて、より閲覧しやすくページを再構成しました。 ・平成27年度は、各課のページ作成及び編集について操作指導を実施しました。	・職員向けシステム操作研修の実施 ・情報配信の充実	広報紙、町のホームページの広告掲載を募集し、継続契約に努めました。 広告収入 192万6千円 ・広報紙 168万6千円 ・町のホームページ 18万円 ・住民バス時刻表 2万4千円 ・みんなの予算 3万6千円	前年度と比較して、広報誌への広告掲載が増加しました。また、新たに住民バス時刻表及びみんなの予算への広告掲載を実施しました。	目標を達成することができました。引き続き広告収入を確保し、新たな広告媒体を検討する必要があります。	個人情報保護条例及び情報公開条例について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の知識向上を図り、通常の業務に生かされたい（【No29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連）。 現在、掲載情報の充実に取り組まれています。早期に、広報紙、町のホームページ、行政情報コーナー等の掲載情報、掲載時期、期間等についてルールを定め、運用が適切に行われているか確認する庁内の仕組みを確立する必要があります。 このことは、情報ツールとしての信頼性を高め、閲覧数の増加につながるばかりではなく、町のホームページは、広告媒体としての価値を高めることも期待されます（【No18その他広告収入等収入増施策】と関連）。
			会議及び会議録の公開 （情報公開条例等法令の規定を遵守）	総務課 /文書法令係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 森 陽祐	会議開催のお知らせ及び会議録等の公開を始めましたが、公開が遅れることもあり、運用のルール化を図る必要があります。	【目的・目標】 附属機関等の会議や会議録の公開を徹底します。 【指標】 附属機関等の会議録の公開を、会議終了後1か月以内に公表した割合 【基準値】 26、3% (平成24年度)	情報公開条例の全部改正、文書管理（作成・簿冊・保存）の徹底を図ります。	情報を公開する前提となる個人情報保護条例の新規制定、情報公開条例の全部改正を行うとともに、文書規程及び行政文書管理規則を見直しました。	・附属機関等の会議運営について検討しましたが、制定までは行えませんでした。 ・条例の洗い出し調査に併せて、附属機関等の様式を統一し、町のホームページの掲載箇所を統一しました。	・附属機関等の概要書を作成するとともに、会議の公開の有無について調査し、町のホームページに掲載しました。 ・附属機関等の会議録の形式を統一し、町のホームページの掲載箇所を統一しました。	・附属機関等の会議の公開に関する運用の徹底を図りながら、会議の要点を記載した上で、全文筆記するよう周知しました。 ・行政文書管理規則、文書規程の運用の徹底については、平成28年4月に運用開始する文書管理システムで文書の施行、保存管理の機能性を高めるとともに、文書の保管場所の徹底を図りました。 ・情報の公開については、行政情報コーナーの設置要綱に基づき運用しました。	・附属機関等の会議の公開に関する運用 ・行政文書管理規則、文書規程の運用 ・情報公開の推進	・附属機関等の会議録の公開について、一定期間経過後に担当課に対して実施を促しました。	・附属機関の担当職員は、会議録調整よりも他の業務を優先してしまい公開まで時間を要しています。	・会議が長時間に及ぶ附属機関等の場合、会議録の調整に時間を要することから、職員への負担も考慮し外部委託するなど検討する必要があります。	会議の公開及び会議録については、附属機関の会議に限らず積極的に公開及び公表することを要望いたします。 会議開催案内については、町のホームページに掲載する場合、原則として、7日前ではなく10日前とするとともに、広報紙への掲載も検討されるよう要望いたします。会議の公開に際しては、一部非公開の議題がある場合は、住民の方が傍聴しやすいよう議題の最初又は最後とする配慮が必要です。 なお、会議の運営については、各種附属機関の設置条例では会議運営に関する規定内容が十分とは言えないことから、傍聴等について会議運営のルールを定めることが必要です。
			行政の政策過程への住民参加制度の確立と公表 （各種計画や条例等の策定段階における公表と意見の募集）	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 真	計画策定に際し、計画案を公表し、住民の意見を募集するパブリックコメント（意見公募）手続の要綱を整備し、実施しました。	【目的・目標】 計画等を策定するに当たり、広く住民から意見を募集する仕組みを推進します。 【指標】 パブリックコメント条例の制定 【目標値】 定性目標のためなし	パブリックコメント手続の見直しを検討します。	要綱を規程に見直す際に、意見募集期間を15日以上から20日以上に見直し、住民が意見を出しやすい制度の改善に努めました。	パブリックコメント手続を条例化し、意見募集期間を30日間としました。	平成26年4月1日施行の条例に基づく手続フロー及び参考様式等を作成し、行政イントラへ掲載し、職員への周知を図りました。 課長会議で運用体制及び手続フローの説明を行い、適切な実施の確保に努めました。	パブリックコメントの実施に当たっては、スケジュール管理と適切な運用の徹底に努めました。 ・実施件数 7件 ・意見提出人数 15人 ・意見提出件数 113件	条例の運用の徹底	パブリックコメントの実施に当たっては、スケジュール管理と適切な運用の徹底に努めました。 ・実施件数 8件 ・意見提出人数 7人 ・意見提出件数 24件	・公表資料の不備が指摘されたことから、必要な様式の見直し等を行う必要があります。	職員への制度周知と実務研修を継続的に行う必要があります。	パブリックコメント手続は、期間延長及び資料配布等の改善に向けた取組とともに、条例化され、住民参加制度の確立に向けた改善が進められています。パブリックコメント手続に限らず、政策の立案過程でも、住民の声を聴くモニタリング機能を強化されることを望みます。 今後も、住民の声に耳を傾け、必要な見直しの検討を推し進められたい。

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
4	-1	委員会等への 委員の公募制 度の積極的導 入（公募委員 の構成比の目標 設定と取組、 女性委員の構 成比の目標設 定と取組）	総務課 /総務係 進抄管理者 高橋 憲彦 担当者 中村 紋歌	公募委員枠を設 け、積極的に推進す るために、取組に関 する指針を策定しま した。	【目的・目標】 住民の参画機会を 増やし、開かれた行 政システム確立の取 組として、公募枠の 拡大に努めます。	公募枠の拡大に向 けて、委員選任にお ける内部の取組を確 立し、公募による選 任委員の割合の拡大 に努めます。	新規制定条例には、委 員の公募による選任につ いて、条文に明記しま した。 公募の状況は、下記のと おりです。 ・情報公開3人（応募者0 人） ・個人情報4人（1人） ・行政改革8人（4人） ・学校教育環境12人（3 人） ・介護運営11人（3人） ※ 括弧の数字は公募に よる選任者数 委員数に対する公募委 員の構成割合 28.9%	附属機関の見直しに 併せて、選任基準に住 民代表等の記載がある 場合については、公募 による方法を明記しま した。 なお、公募の状況 は、下記のとおりで す。 ・地域公共交通会議16 人中2人公募（応募者1 人） ※ 括弧の数字は公募 による選任者数 委員数に対する公募 委員の構成割合 6.3%	・委員の選任に関する様 式、手順等を定め、選 任過程の明確化、課長等 会議、職員への周知に努 めました。 ・委員選任に際し、様式 （概要書）を定め、公募 委員比率に対する考え方 について、整理を行いま した。 公募の状況は下記のと おりです。 ・個人情報5人（1人） ・健康づくり10人（1 人） ・食育推進10人（1人） ・児童厚生9人（2人） ・男女共同12人（1人） ・近代文学館10人（4 人） 委員数に対する公募委 員の構成割合 17.9%	担当課への手続の周 知を行いました。 公募の状況は下記のと おりです。 ・国保9人（2人） ・行革6人（2人） ・総合計画29人（5人） ・介護運営11人（4人） ・地域包括運営11人（4 人） ・公共交通20人（4人） 委員数に対する公募 委員の構成割合 24.4%	担当課への手続 の周知の徹底	担当課への手続 の周知を行いまし た。 ・障害区分認定6人（0 人） ・情報公開4人（0人） ・個人情報4人（0人） ・特別職報酬6（0人） ・表彰審査9人（0人） ・政策評価4人（0人） ・老人ホーム5人（0人） ・健康づくり10人（0 人） ・食育10人（0人） ・給食調理施設11人（0 人） ・障害児就学19人（0 人） ・文化財7人（0人） ・近代文学館9人（4人） ・指定管理者候補者5人 （1人） ・いじめ問題19人（0 人） 委員数に対する 公募委員の構成割 合 3.6%	・附属機関等の委 員の公募は広がっ ていますが、結果 的に応募がない附 属機関等もありま す。	・附属機関等に よっては、公募委 員が必要かどうか 等を再検討したう えて、公募を行う 必要があります。 次の改選時期に は、担当課に対し て検討するよう周 知を図ります。	積極的に住民参画機会を増やそう とするのであれば、町長が推薦して いる選任基準のある委員について も、可能であるものについては積極 的に公募を実施されたい。現在の目 標値である公募委員の割合30%に ついては、段階的に目標値を引き上 げることを望みます。 なお、平成24年度は、目標を達成 できていないことから、委員の選 任基準及び委員定数の妥当性につい て検討されたい。
			総務課 /総務係 進抄管理者 高橋 憲彦 担当者 中村 紋歌	男女の均等な登用 を推進するために、 取組に関する指針を 策定しました。	【目的・目標】 男女の均等な登用 を目指して、委員へ の女性の登用機会の 拡大に努めます。	女性委員の登用機 会の拡大に向けて、 委員選任における内 部の取組を確立し、 女性の参画機会の拡 大に努めます。	女性の登用の状況は、 下記のとおりです。 ・情報公開3人（0人） ・個人情報4人（0人） ・行政改革8人（2人） ・学校教育環境12人（2 人） ・介護11人（6人） ※ 括弧の数字は女性の 選任者数 委員数に対する女性委 員の構成割合 26.3%	女性の登用の状況 は、下記のとおりで す。 ・地域公共交通会議16 人（1人） 委員数に対する女性 委員の構成割合 6.3%	委員選任に際し、様式 （概要書）を定め、男女 比率に対する考え方につ いて整理を行いました。 ・個人情報5人（0人） ・健康づくり10人（6 人） ・食育推進10人（6人） ・児童厚生9人（6人） ・男女共同12人（6人） ・近代文学館10人（5 人） 委員数に対する女性委 員の構成割合 51.8%	担当課への手続の周 知を行いました。 ・国保9人（2人） ・介護認定20人（10 人） ・民生推薦7人（2人） ・特別報酬6人（1人） ・行革6人（0人） ・総合計画29人（6人） ・介護運営11人（4人） ・地域包括運営11人（4 人） ・公共交通20人（1人） ・産業活性化10人（1 人） 委員数に対する女性 委員の構成割合 24.0%	担当課への手続 の周知の徹底	担当課への手続 の周知を行いまし た。 ・障害区分認定6人（1 人） ・情報公開4人（1人） ・個人情報4人（1人） ・特別職報酬6（1人） ・表彰審査9人（1人） ・政策評価4人（2人） ・老人ホーム5人（1人） ・健康づくり10人（5 人） ・食育10人（5人） ・給食調理施設11人（3 人） ・障害児就学19人（11 人） ・文化財7人（2人） ・近代文学館9人（3人） ・指定管理者候補者5人 （1人） ・いじめ問題19人（2 人） 委員数に対する 女性委員の構成割 合 31.7%	・委員のうち女性 の割合は目標に達 していません。 ・委員の公募を行 う上で、女性が応 募しやすくなるた めの工夫は取られ ているとはいえま せん。	・附属機関等の委 員に応募される方 の意は、その附 属機関の目的等 によって決まるもの であると考えられ ることから、女性 が応募しやすいも ののすることは非 常に困難です。取 組項目としては継 続するものの、基 準日における数値 を把握する項目と すべきと考えま す。	男女の均等な登用に向け、女性委員 の構成割合30%を目標に掲げて いますが、男女共同参画の趣旨を踏 まえ、いろいろな場面で女性が参加 しやすい環境を整備することが必要 です。 ただし、女性と男性それぞれの得 意とする分野があれば、そのことを 尊重し、目標を達成するために男女 の構成割合を強く意識し過ぎた取組 とならないよう留意してください。 委員構成割合に限らず、多様な場 面で性別を意識することなく、誰も が参画しやすい環境となることを期 待します。
5		監査制度等の 制度の強化 （監査機能の 充実）	監査委員書記 進抄管理者 佐藤 俊幸 担当者 高橋 美樹	監査計画を定め、 行政監査の充実、財 政援助団体などの監 査を実施しました。	【目的・目標】 時代の変化に対応 した監査の実現のた め、監査対象項目数 の増加、監査の結果 から内部統制の強化 に努めます。	財務、経営の監査 及び行政監査の充 実、指定管理者、財 政援助団体などの監 査内容の充実と拡充 を図ります。	施設の管理運営が指定 管理者制度に移行して おり、指定管理者の監 査を新たに実施しま した。 ・例月出納検査 ・定期監査（全課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等の監 査（負担金、補助金、 交付金） ・指定管理者	・例月出納検査（一般、 水道、病院） ・定期監査（全課） ・決算審査（全会計） ・随時監査（工事12 件） ・財政援助団体等の監 査（負担金、補助金、 交付金） ・指定管理者（2団体）	・例月出納検査（一般、 水道、病院） ・定期監査（全課） ・決算審査（全会計） ・随時監査（工事9件） ・財政援助団体等の監 査（負担金、補助金、 交付金） ・指定管理者（2団体） ・監査資料の見直し（定 期監査の「OA機器ビデ オカメラ調べ」を廃止）	・例月出納検査（一般、 水道、病院） ・定期監査（全課） ・決算審査（全会計） ・随時監査（工事9件） ・財政援助団体等の監 査（負担金、補助金、 交付金） ・指定管理者（2団体） ・出資団体の監査 ・物品の実地確認	・例月出納検査 ・定期監査（全 課） ・決算審査 ・随時監査 ・財政援助団体等 の監査 ・指定管理者 ・出資団体の監査 ・物品の実地確認	・例月出納検査 （一般、水道、病 院、下水道） ・定期監査（全 課） ・決算審査（全会 計） ・随時監査（工事8 件）、物品の実地 確認 ・財政援助団体等 の監査（補助金1 団体） ・指定管理者（1団 体） ・監査資料の見直 し（物品一覧表を 物品異動履歴一覧 表に変更）	年間監査計画に 添って実施し、目 標を達成していま す。	監査方法及び監査 資料等については 適宜、必要に応じ て見直しています。	戦略的な経営分析を進めるために も、公認会計士の登用も検討され たい。

1. 開かれた、公正で透明性の高い行政システムの確立

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
6		行政相談体制の強化充実 （行政に対する苦情受付、調査、改善要求等）	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 真	組織的な窓口がなく、その都度、関係課で対処しており、組織的な相談体制及び苦情に対処する体制づくりが必要です。	【目的・目標】 町政相談体制の充実、提案、要望及び職員への苦情申出に対する取組を確立します。 【指標】 行政相談の未処理件数 【目標値】 0 件	相談する窓口の設置、提案、要望及び苦情申出に対する体制を確立して事務の改善を実施します。	苦情申出について規程を定め、メール及び文書等で総務課に寄せられた苦情申出については、総務課で文書により回答することとしました。 提案箱 9 件 苦情申出 7 件	・苦情申出制度については、町のホームページに情報を掲載、また、提案箱設置場所を取組概要説明提示等により周知を図りました。 ・町相談業務担当者の意見交換会を2回開催し、相談業務の充実と向上を図るための研修を実施しました。 ・常設の窓口設置を検討し、「総合案内相談窓口」の平成27年度開設に向けて準備を進めました。 提案箱等 1 2 件 苦情申出 6 件 相談件数 9 件	・広報みさとに情報を掲載し、町政相談の開催や提案箱設置、苦情申出制度の住民への周知を図りました。 ・町相談業務担当者の意見交換会を2回開催し、相談業務の充実と向上を図るための研修を実施しました。 ・常設の窓口設置を検討し、「総合案内相談窓口」の平成27年度開設に向けて準備を進めました。 提案箱等 1 6 件 苦情申出 4 件 相談件数 件	・広報みさとに情報を掲載し、町政相談の開催や提案箱設置、苦情申出制度の住民への周知を図りました。 ・総合案内相談窓口を開設しました。 総合案内相談窓口案内 3, 8 1 0 件相談等 2 2 4 件（3 月 9 日現在）	・意見、要望、提案、苦情申出制度の周知 ・町政相談員設置及び周知 ・総合案内相談窓口の利用推進及び強化	・広報みさと、町政相談のホームページに情報を掲載し、町政相談の開催や提案箱設置、苦情申出制度の住民への周知を図りました。 ・総合案内相談窓口を開設しました。 総合案内相談窓口対応 述べ件数 5, 212 件 （要望17件 苦情12件 相談192件 情報提供334件 案内業務等 4, 657 件）	町政相談、総合案内相談窓口の開設や提案箱設置など、行政に対する意見、要望等の把握と対応を推進する環境整備に努め、住民の利便性向上に繋がりました。	相談体制の強化及び充実を一層図るとともに内容の分析に努め、町政への反映、住民サービスの向上につながる取組とする必要があります。	国の行政相談員が町政の相談にも応じる体制を整備し、町政相談員を設置していますが、迅速性を確保するためにも常設された窓口等の設置を検討されたい（【No.40住民ニーズの適正な把握と反映】と関連）。 なお、住民からの不服申立て等に対して、調査審議する庁内又は第三者委員会の設置についても、検討されたい。
		政策評価推進委員会の設置と評価結果の公表 （町の自己評価に対する意見聴取と意見反映状況の公表）	企画財政課 /政策係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 尾形 賢太	・平成19年度 試行 ・平成20年度 すべての事務事業について実施 ・平成22年度 記載項目の一部見直し ・平成23年度 評価手法の一部見直し ・平成19年度から委員会を設置しています。	【目的・目標】 政策・施策を実現するための取組として政策評価推進委員会による外部評価を継続します。 【指標】 政策評価委員会の設置 【基準値】 定性目標のためなし	政策・施策に対する事務事業の有効性に視点を置いた評価に取り組みます。	平成22年度及び平成23年度を取組から、これまでの事後評価から事前の有効性評価に視点を移しました。平成24年度は、総合計画の改訂にあわせ、重点的な5政策11施策を対象に実施しました。特に、政策の実現手段である同計画実施計画の再編時に事務事業の方向性やプログラム化を視점에評価を実施しました。	・事務事業の有効性に視点を置いた評価を実施し、前年度から継続評価となった3施策と新規1施策の計4施策について評価を実施しました。 ・政策形成過程への関連付け、評価結果の公表を実施しました。	・自己評価体制の充実については、電算システムの試行導入を推進しました。 ・総合計画の策定準備については、まちづくりアイデアコンテストやまちづくりワークショップなどの取組を実施しました。	・政策・施策形成に係る進行管理調査を作成し、自己評価を実施しました。 ・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含む、第2次美里町総合計画を策定しました。	事務事業の自己評価基準を明確化しながら、政策評価委員会を設置し、施策の目標達成に向けた、事務事業の展開手法を検証します。	・政策・施策形成に係る進行管理調査を作成し、自己評価を実施し、施策の目標達成に向けた、事務事業の展開手法を検証します。 ・地方創生加速化に係る取組についても自己、外部評価を実施しました。 ・平成29年度の実施計画の様式を見直し、客観性を確保するため数値化を進めました。	政策評価委員会の委員を選任し、新たに策定した総合計画の重点実施施策の評価、公表を行い、計画した取組を実施することができました。	外部、自己評価結果、新たな様式とした実施計画に基づき、取り組むべき方向性を明確にし進めます。	よりよい施策の実現に向けて、成果分析、評価、改善の手法及びサイクルの確立に向けて、より一層、担当課の取組管理の徹底を図られたい。

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

2. 財政の健全化

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係 /担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
8			中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表 （平成27年度までの収支見込みに基づく財政健全化計画の策定及び公表）	企画財政課 /財政係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 高橋 明子	・平成19年度に第1次財政健全化計画（平成19年度から平成23年度まで）を策定しました。 ・平成20年度、平成21年度に一部見直しを行いました。	【目的・目標】 中期の財政計画を策定し、計画的な財政運営に努めます。 【指標】 実質公債費比率 【目標値】 15.0%以下	財政健全化計画の策定及び進捗管理を行います。	第2次財政健全化計画（平成25年度から平成27年度まで）を策定し、広報紙及び町のホームページで公表しました。 【実績値】14.8%	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】14.3%	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】12.8%	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 【実績値】11.2%	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組み状況の公表 ・分析結果に基づいた、財政健全化計画の見直しを進めます。	・前年度決算状況の分析 ・前年度取組状況の公表 ・第3次美里町財政健全化計画を策定 【実績値】10.0%	計画どおりに実施しました。目標は達成しています。	今後も計画的な財政運営に努めます。	総合計画の施策推進、職員定員適正化計画、施設管理計画及び委託化基本方針と一体的な取組から財政の健全化に努めるとともに、外部監査等による経営分析の導入も検討されたい。
9			総合計画の進行管理の徹底 （取組の重点化、実施計画の作成と公表）	企画財政課 /政策係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 尾形 賢太	平成21年度から、実施計画と予算との関連付けを図るため「事業別予算」の編成に取り組むとともに、実施計画の作成及び公表を行いました。	【目的・目標】 効果的なマネジメント・サイクルの確立に努めます。 【指標】 政策協議体制の確立 【基準値】 定性目標のためなし	施策・事務事業（実施計画）の管理を進めており、政策評価と同様に取り組めます。	目的・目標をより意識した事業展開を図るため、事業別予算から施策別予算への体系の移行を図り、実施計画を作成及び公表しました。また、政策形成過程の充実を図るため、サマーレビュー（夏季政策協議）を試行的に導入し、政策、人事、財政、行政改革の視点から一体的に取り組を行いました。	実施計画作成に至る一連の政策形成過程の充実を図った。 ・サマーレビュー（施策協議）【継続】 ・オータムレビュー（政策協議）【新規】	・サマーレビュー（夏季政策協議）を実施 ・総合計画の策定準備については、まちづくりアイデアコンテスト等を実施	・これまでの総合計画に基づいた施策の進行状況の確認作業として、下記レビューを行いました。 サマーレビュー（施策協議） オータムレビュー（政策協議） 総合計画の施策目標の達成状況は、58.1%となりました。 ・新たな総合計画を策定しました。	・サマーレビュー（施策協議） ・オータムレビュー（政策協議） ※施策目標実現のため、より一層、施策と事務事業の関連付けを進め、一体的な取組から成果の客観性の確保に努めます。	・総合計画に基づいた施策の進行状況の確認作業として、下記レビューを行いました。 サマーレビュー（施策協議） オータムレビュー（政策協議） ・新たな総合計画に基づく事務事業の再編作業、様式の見直しを行いました。 前総合計画の施策目標の達成状況は、54.8%となりました。	一連の政策形成過程で取り組むことはできました。一方で、施策目標の達成状況を踏まえ、新総合計画で掲げた目標達成に向け、事務事業の見直しが必要です。	事務事業の自己評価及び外部評価結果から、施策の課題解決に向けた取組に努めます。	【No.7政策評価委員会の設置と評価結果の公表】及び【No.8中期収支見込・財政健全化計画の策定及び公表】と一体的な取組を推進されたい。
10			人件費の見直しと公表 （非常勤特別職も含め、各種手当の再調査及び公表）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	人事院勧告に基づいて毎年度見直しを行いました。 特別職（三役）の報酬は、平成19年4月から10%削減しました。 職員の期末勤勉手当は、平成20年・平成21年に加算額を減じたほか、管理職手当、特殊勤務手当の見直しを行いました。	【目的・目標】 財政の健全性を維持するために、人件費の抑制に努めます。 【指標】 経常収支比率のうち人件費 【基準値】 25.4%	毎年度、結果について公表しており、類似団体等との比較結果を参考に、必要に応じた見直しを行います。	人事院勧告に基づいて、55歳を超える職員の昇給を停止しました。 人件費の状況の公表については、人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について広報紙及び町のホームページで公表しました。 【実績値】24.7%	・平成25年度は、人事院勧告が行われなかったため、勧告に準じた改正は行っていません。 ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について広報紙及び町のホームページで公表を行いました。 ・オータムレビュー（政策協議）【継続】 ・オータムレビュー（政策協議）【新規】	・平成26年度の人事院勧告に基づき給与改定を行っています。 改正項目は、給料表の改定、通勤手当の引上げ、勤勉手当の支給率の引上げ及び寒冷地手当の新たな制度化になります。 ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等については、広報紙及び町のホームページで公表しました。 【実績値】24.3%	・平成27年度の人事院勧告に基づき給与改定を行っています。 改正項目は、給料表の改定、勤勉手当の支給率の引上げとなります。 ・公表については、広報紙及び町のホームページで公表を行っております。	・人事院勧告に基づいた見直し ・人事行政の運営並びに給与及び定員管理等について公表	・平成28年度の人事院勧告に基づき給与改定を行っています。 改正項目は、給料表の改定、勤勉手当の支給率の引上げとなります。 ・公表については、広報紙及び町のホームページで公表を行っております。	計画どおりに実施しています。指標については、今後、分析し確定となります。	・正規職員の定年退職者の増加に伴い、階層変動により人件費の減少は進んでいますが、一方で、臨時・非常勤職員の増大につながっています。 今後は、多様な任用形態の職員の活用を進めていかなければなりません。	人事院勧告に基づいた見直しが行われ、公表も実施されています。特殊勤務手当等も町独自の支給はないようですが、総人件費の抑制の取組として、臨時・非常勤職員、正規職員雇用及び委託費のコスト比較を行い、職員数の削減が効果的な取組となっているか検証する必要があります（【No.30職員定員適正化計画の策定と公表】、【No.36事務事業の委託化方針の策定】と関連）。
11			補助金等の抜本的見直し （補助基準の明確化、補助基準の客観性・透明性の確保を念頭に、おいた方針の策定、削減目標の提示）	総務課 /総務係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 高橋 憲彦	法令外負担金審査会を設置し、各団体で作成した補助金等要請書について補助基準により毎年度審査しました。 その結果として、33団体の補助金の見直しを行いました。	【目的・目標】 法令外負担金審査会を開催して、補助金制度の適正な運営に努めます。 【指標】 法令外負担金審査会の開催 【基準値】 定性目標のためなし	補助基準について、必要に応じた見直しを行い、法令外負担金審査会の適切な運営に努めます。 また、団体により活動内容が異なることから、削減目標を設けるのではなく、団体の活動内容等から判断し、公平性と透明性の確保に努めるため、団体のヒアリングを検討します。	法令外負担金審査会で補助金等要請書に基づき、平成25年度分の補助金等について審査しました。 要請金額見直し団体数 5件	法令外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容について審査しました。 ・要請金額見直し団体数 3件 ・補助団体の実施事業の再検討指示 1件	・法例外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容を審査しました。 ・要請金額見直し団体数 3件 ・補助基準の見直し、団体ヒアリングの検討は、ほかの業務との兼ね合いで時間を確保できませんでした。	・法令外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容を審査し、補助金で行うべき事業であるかについても検証し、必要な見直しを行った。 ・要請金額見直し件数 8件	・補助基準について、必要に応じた見直し ・法令外負担金審査会の運営	・法令外負担金審査会を開催し、補助金要請書の内容を審査し、補助金で行うべき事業であるかについても検証し、必要な見直しを行いました。 ・要請金額見直し件数 1件	法令外負担金審査会を開催し、担当課のヒアリングを実施しました。	町の財政状況を十分に認識したうえで、補助金等に対する審査をより厳格に進められたい。そのためには、補助金交付要綱等の見直しを行いよう周知します。	補助金の目的及び必要性を再確認するとともに、取組成果に対する審査をより厳格に進められたい。そのためには、補助金等要請団体に対するヒアリングを実施されたい。
12-1			公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 （老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定）	防災管財課 /施設管理係 進捗管理者 堀田 幸喜 担当者 阿部 秀樹	各施設ごとの管理計画を作成しましたが、統廃合の検討は行えていません。	【目的・目標】 管理運営する施設の有効性について検討します。 【指標】 施設管理計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	公有財産管理台帳、施設管理計画の整備を進めながら、施設の有効性等について検討を進めます。	公有財産台帳のデータの整備を進め、システム化しました。 また、公営住宅については、長寿命化計画の策定及び債権管理に努めました。	災害公営住宅の建設事業等により事務事業が計画どおり進まず、長期的視点からの内容検討を図ることができませんでした。	平成26年4月22日、総務大臣より公共施設等総合管理計画の策定通知がありました。国の方針の決定を踏まえ、町の基本方針を決定し、総合管理計画を策定する方向としました。	スケジュールに従って、ほぼ予定通りの進捗状況であった。	「美里町公共施設等管理計画」の策定が完了し公表済み。今年度以降は各担当課による「個別施設計画」策定予定。	「個別施設計画」の策定については、進みませんでした。	平成28年度については、新たな計画は策定していません。	平成29年度において、各課で「個別施設計画」の策定を進めます。	早期に、統一的に長寿命化及び維持管理費用を確認し、利用状況等から施設の妥当性について検討されたい。検討に際しては、民間での施設管理の取組及び指定管理者制度等の民間活力について十分に検討され、きめ細かな施設管理及び接遇改善等から住民サービスの向上に努められたい（【No.37施設管理の民営化・委託化方針の策定】及び【No.14施設使用料等、受益者負担の見直し】と関連）。

2. 財政の健全化

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課/係/担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント	
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善		
12	-2		公共施設の統廃合を含めた効率的な運用 (老朽化施設の計画的な統廃合、教育施設等の整備計画の策定)	教育総務課/管理係 進捗管理者 須田 政好 担当者 早坂 幸喜	幼稚園の統合について計画し、実施しました。	【目的・目標】 学校教育施設の再編を見据えた施設等の整備計画を作成します。 【指標】 整備計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	子どもにとって、よりよい学校環境の在り方を調査審議する学校教育環境審議会での審議を進めます。	平成24年度において、学校教育環境審議会を5回開催し、主に学校の適正な規模及び配置について審議しました。	今年度、学校教育環境審議会が8回開催され、答申書が提出されました。	学校教育環境整備方針作成のため、教育委員会で継続協議をしています。具体的な取組としては、施設見学や現場の意見を聴き取りながら現地調査を行いました。また、将来の学校の在り方について、保護者と教職員にアンケートを実施しました。	「学校再編ビジョン」を作成するために、町民を対象とした意見交換会を6回開催しました。	方針に基づく長寿命化又は学校再編への取組を進めます。	平成28年6月に学校再編ビジョンを策定しました。7月に住民説明会を開催し、学校再編ビジョンに基づく具体的な再編案を示し、住民の意見を聞きました。また9月～12月に保護者等との意見交換会を開催するなど、住民の意向把握を継続して実施してきました。その結果、中学校については3校を1校に再編する方向性で住民の理解を得てきていると考えます。	中学校の再編について住民への説明は浸透してきていると考えています。 住民説明、住民の意向把握を丁寧に進めてきたことは良いことですが、進捗の状況がやや遅れぎみであります。	平成29年度には中学校再編について整備手法を具体化させていく計画です。 準備を周到に行い、スピードアップして進めていかなければなりません。 また、平成29年度には中学校の再編のみならず小学校の長寿命化についても進めていかなければなりません。	施設の再点検を行うとともに学校ごとの児童・生徒数についても考慮し、検討を進められたい。	
			税金等収納率改善システムの確立 (税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発)	徴収対策課/徴収対策係 進捗管理者 菅井 清 担当者 門間 裕匡	平成19年度にコンビニ納付を開始、平成21年度に徴収対策課を設置し、徴収体制の強化を図りました。 税(国民健康保険税含む。)の滞納繰越分の徴収率の推移 平成19年度 15.97% 平成22年度 24.76%	【目的・目標】 公平な住民負担及び自主財源の安定的確保に向け、税等所有する債権の管理及び回収に努めます。 【指標】 現年度分の徴収率98.0%未満の科目件数の減少 【基準値】 15科目 (平成23年度)	取組方針を定め、担当課と徴収対策課の役割を明確にし、現年度分の徴収体制の強化を図ります。	滞納繰越分の徴収率は、上昇しており、関係課と連携し、現年度分の徴収率向上と使用料等の債権管理状況の把握努めましたが、具体的な計画の策定までは至りませんでした。計画策定後、徴収に係る業務の委託化についても検討します。 【徴収率98.0%未満科目】 15科目	・収納向上対策実施計画を策定、税及び債権収納向上対策本部会議3回、実務担当者会議2回 ・「美里町税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例」及び「財務規則」の改正 ・徴収職員の設置 ・公金の債権回収業務を開始(美里町納付推進センター) ・内部研修の実施 ・債権管理の内部研修(新規採用職員研修1回、債権管理研修(一般)2回、(私債権)1回、(公債権)2回) ・任期付短時間勤務職員の導入協議 【徴収率98.0%未満科目】14科目	・回収不能となった私債権(住宅・水道)の債権放棄の実施 ・美里町債権管理条例の制定、美里町税条例/美里町税外収入の督促及び延滞金の徴収に関する条例等の一部改正により、各種債権の統一基準が整った。 ・美里町債権管理条例制定に伴う財務規則改正、収納日管理の実施により、徴収環境が整った。 ・債権管理の内部研修(新規採用職員研修1回、一般研修6回、専門研修3回) ・会議等の開催(対策本部会議6回、実務担当者会議5回) ・任期付職員2名導入で、研修や条例の整備、滞納整理に職員の能力向上が図られた。 【徴収率98.0%未満科目】10科目	・美里町債権管理条例施行後半年経過時点での実施状況について調査し、所管課の実態を把握した。 ・歳入実態の把握のため、所管課に毎月「債権管理に関する報告書」を提出させた。 ・対策本部の会議1回、職員対象の内部研修を2回、市町村アカデミーへの研修派遣及び県内関係団体主催の研修に担当職員を参加させた。	・所管課の債権管理業務及び体制を見直し、全庁的に業務を標準化する。 ・平成29年4月1日システムの本稼働に向け、進行管理を行う。	・平成29年4月本稼働に向け、テスト環境による運用を開始した。 ・収納業務等の統一を図り債権管理業務の標準化を図った。	・平成29年4月から稼働することとなった。 ・導入初年度のため、今後の安定稼働に向けた業務調整が必要となる。	各種の取組により徴収率が改善していますが、継続的な取組するためにも、今後は、啓発活動の推進、徴収等に当たる職員のメンタルケア及び研修を通じた職員の意識向上に向けた取組を推進する必要があります。また、債権管理を徹底するために、時効対策を適切に行い公平性の確保に努められたい。 なお、徴収率の改善は公平性の確保はもちろんのこと、財政の健全化に寄与するものであり、徴収率に限らず目標金額等も掲げ、取り組まれました。		
13	-1	◎		税金等収納率改善システムの確立 (税、使用料、手数料等の実態公表、個別管理、徴収担当者の増員、学校での啓発)	税務課/管理徴収係 進捗管理者 及川 一 担当者 梯谷 巧志	賦課・徴収体制の確立、納税普及に努めましたが、学校と連携した取組は、行えませんでした。	【目的・目標】 税の使い道など納税の大切さを通じて、健全な金銭感覚を養うために納税の啓発に取り組めます。 【指標】 小・中学校での金銭(租税)教育の実施回数 【目標値】 年6回	学校教育又は父兄参加機会等での納税等意義及び啓発に努めます。	現年度分の徴収率向上及び債権管理状況の把握に努め、収納率向上に向けた取組を行いました。 学校と連携した取組は、行えませんでした。	実施要望のあった青生、不動堂小学校2校で税務課職員が講師となり、出前講座を実施しました。 ・12月に2校(青生小・小牛田小)で租税教室が実施されました。2校には大崎地区租税教育推進協議会からの依頼を受け講師として税務課職員を派遣しました。	・8月の校長会において租税教室の開催を依頼しました。 ・租税教室講師養成研修に職員1人を派遣しました。 ・12月に2校(青生小・小牛田小)で租税教室が実施されました。2校には大崎地区租税教育推進協議会からの依頼を受け講師として税務課職員を派遣しました。	・講師養成研修参加者を1名から2名に、租税教室の講師についても2名に増やしました。 ・実施校も従来の小学校2校から中学校1校が増えました。	実施する小、中学校の拡充するため次の取り組みを行います。 ・学校への働きかけの強化のため、事例集の配布を行います。 ・大崎地区租税教育推進協議会を通じた働きかけを強めます。 ・講師養成研修参加者を増やします。	・租税教室開催校 中学校1小学校2 ・講師養成講座への職員参加2名 ・租税教室講師派遣2校(延べ4名) 青生小学校表彰	租税教室開催校は前年同様であり目標は未達成でした。講師養成については新たな職員を参加させることができました。	直接的な働きかけが不十分でしたが宮城県租税教育推進協議会で租税教室開催希望のアンケートなどを実施しています。連動した要請活動を進めます。	物が溢れている時代であるからこそ、健全な金銭感覚を養うための金銭・租税教育は、必要な取組です。職員数が減少する中で債権管理の強化等に取り組まれています。が、目の前の成果だけに捉われることなく、ぜひ、このような大切な取組を推進されたい。
				施設使用料等、受益者負担の見直し (全施設の収支調査、使用料及び各種手数料の見直し)	防災管財課/施設管理係 進捗管理者 堀田 幸喜 担当者 阿部 秀樹	平成22年4月に公共物の使用料の見直しを行いました。が、施設等の使用料の見直しについては、行っていません。	【目的・目標】 施設使用料の妥当性について検討し、自主財源の確保に努めます。 【指標】 施設の収支調査の実施 【基準値】	施設管理計画を策定するに当たり、施設ごとの収支調査を行い、施設使用料及び施設の有効性について施設管理計画の策定と一体的に検討を進めます。	No.12-1「公共施設の統廃合を含めた効率的な運用」項目の取組に努めました。	公共物占用料・道路占用料・行政財産使用料・普通財産貸付料について消費税改正及び、地価の下落に伴う調査を行い、料金の改正を行いました。	施設管理計画と一体的な取組のため、施設管理計画策定へ重点を置きました。	現時点では、公共物の使用料については、見直しは行っておりません。	「美里町公共施設等管理計画」の策定が完了し公表済み。今年度以降は各担当課による「個別施設計画」策定予定。	「個別施設計画」の策定については、進みませんでした。	平成28年度については、新たな計画は策定していません。	平成29年度において、各課で「個別施設計画」の策定を進めます。	公共施設の効率的な運用を行う上で、収支状況を取りまとめ、利用状況及び維持費用から適正な料金の転嫁を実施されたい。
14																	

2. 財政の健全化

区分	項目 No.	重点等 項目	第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
15			分譲団地の販売促進強化 （駅東、練牛分譲団地の販売促進強化）	まちづくり推進課 /定住化推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 角田 克江	ゆとり～と小牛田については、住宅供給公社で販売していますが、平成23年度に復興応援価格が設定されました。グリーンタウン（練牛）の販売は町で行っていますが、平成23年度に被災者支援の減免措置を講じました。 新聞、中吊り広告掲載、住宅取得支援金（建物の固定資産税相当分）による販売促進を行ってきました。	【目的・目標】 分譲地の住宅取得を推進し、人口減少の抑制に努めます。 【指標】 総合計画で掲げている基準人口の維持率 【目標値】 100%	定住化促進のため、住宅取得者に対する支援策を実施し、販売を促進します。	1. 駅東（ゆとり～と小牛田）の販売実績 平成23年度80件契約、新規住宅取得支援金18件 平成24年度63件契約、新規住宅取得支援金19件 （残り254区画） 2. 練牛（グリーンタウン南郷）の販売実績 平成23年度 6件契約、新規住宅取得支援金1件 平成24年度 1件契約、新規住宅取得支援金0件 （残り2区画） 住基人口 25,199人（4月1日現在、外国人登録を除く）	1. 駅東（ゆとり～と小牛田）の販売実績 平成25年度45件契約、新規住宅取得支援金58件（残り197区画） 2. 練牛（グリーンタウン南郷）の販売実績 平成25年度 0件契約、新規住宅取得支援金3件 （残り2区画） 基準人口 25,094人 住基人口 25,135人（4月1日現在、外国人登録を除く）	宮城県住宅供給公社と新たな広報活動について協議を行いました。 1. 駅東（ゆとり～と小牛田）の販売実績 平成26年度35件契約、新規住宅取得支援金79件（残り160区画） 2. 練牛（グリーンタウン南郷）の販売実績 平成26年度 0件契約、新規住宅取得支援金3件（残り2区画） 基準人口 24,977人 住基人口 25,192人（4月1日現在、外国人登録を除く）	子育て世代等への支援を強化した新しい補助金を創設しました。 生活支援施設用地へ新規企業が進出しました。 1. 駅東（ゆとり～と小牛田）の販売実績 平成27年度76件契約、新規住宅取得支援金64件（残り80区画） 2. 練牛（グリーンタウン南郷）の販売実績 平成27年度 1件契約、新規住宅取得支援金1件（残り1区画） 基準人口 24,861人 住基人口 24,983人（4月1日現在、外国人登録を除く）（25,063人（3月1日））	・定住促進事業制度を広く周知していくことに努め、また、定住支援の一環として、空き家等情報の収集及び提供にも努めてまいります。 ・宮城県住宅供給公社が行っている生活支援施設用地等の販売広報活動に協力します。	定住促進補助金の創設により。新規補助金該当者が減少しました。 生活支援施設用地への店舗出店が決まりました。 1. 駅東（ゆとり～と小牛田）の販売実績 平成28年度42件契約、新規住宅取得支援金30件（残り47区画） （参考定住促進補助金32件） 2. 練牛（グリーンタウン南郷）の販売実績 平成28年度 なし（残り1区画） 基準人口 24,735人 住基人口 24,848人（3月1日現在、外国人登録を除く）（24,848人（3月1日））	基準人口に対して目標は達成しています。 空き家等の情報について、提供した物件中、1件が売買契約成立、1件の空き家改修、1件の再生空き家居住となりました。新規の空き家等の情報収集及び提供の取り組みは不十分でした。	生活支援施設用地への店舗が平成29年10月から営業開始の予定となっております。販売区画数が残り少なくなっており、転入者の減少が見込まれます。	駅東の住宅地の販売は、住宅供給公社が行っており、売れ残りによる町の負担はありませんが、震災特需の陰りが見える前に、積極的な販売促進に向けた新たな取組を検討されたい。 特に、町の賑わいづくりの観点から、面積の大きな事業用地の販売強化のために、事業用地を細分化し、コンビニエンスストア等の立地推進に向けた働きかけを進められたい。
16			未利用地等の売却及び活用 （町所有の遊休土地・建物の利用見込調査と売却、買戻借等行動計画の策定と推進）	防災管財課 /財産管理係 進捗管理者 櫻井 英治 担当者 堀田 幸喜	町有財産有効活用検討委員会を設置し、検討を進め、平成22年10月に入札広告を行いました。応募はありませんでした。	【目的・目標】 遊休土地の有効利用及び売却から自主財源の確保に努めます。 【指標】 遊休土地の売却件数 【目標値】 8件	公有財産管理台帳の整備を進め、遊休土地の売却を進めます。	No.12-1「公共施設の統廃合を含めた効率的な運用」項目の取組に努めました。 ・遊休土地の入札公告1件 1件売却 ・売却予定地に看板を設置 ・以前に入札公告を行った物件（7件）の先着順売却を実施しましたが、応募はありませんでした。	施設管理関係課に対し、公有財産台帳の建物について確認調査を実施しました。	遊休土地の入札公告の実施（2件）を行いました。応募はありませんでした。	遊休地1件の売却を一般競争入札により、実施した。	・遊休土地の入札公告の実施 ・売却物件をホームページへ掲載 遊休地の売却については、今後も積極的に進めて行く。	町有地3件の売却を実施しました。	目標値には達しませんでした。	今後も町有地の売却については推進していきます。	保有財産の資産評価を早期に行うべきです。そして、町のホームページを活用し、売却予定地の情報を継続して広く発信されたい。また、賃貸についても検討し、土地を求める方のニーズに応じた遊休土地の利用方法を検討されたい。 なお、土地の立地状況にもよりますが、単に売却のための入札を行うだけではなく、例えば、本町は脱原発を掲げており、再生エネルギー設備の設置等のような各種施策と連携した有効な土地の活用方法を検討されたい。
17			企業立地の推進 （立地したくなるような魅力あるまちづくり、地元企業に対する支援）	企画財政課 /企業立地推進係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 尾形 賢太	平成19年度に企業誘致等行動計画を策定し、取組を開始し、新規企業の誘致及び既存企業の支援を行ってきました。これまで、既存企業の3社が増設、新規企業4社と立地協定を締結しました。	【目的・目標】 企業誘致の実現と町内企業の経営状況の改善に向けた取組みを推進します。 【指標】 工業統計調査による製造品等出荷額 【目標値】 280億円	立地候補地の条件整備を進めます。	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施 ・新規企業3社が操業 【工業統計調査による製造品等出荷額】 273億円	・企業立地セミナーを開催 ・企業訪問を実施 ・新たにコールセンターを誘致 【工業統計調査による製造品等出荷額】 300億円	・東京都内及び名古屋市内において企業立地セミナーを開催しました。 ・企業訪問を実施 【工業統計調査による製造品等出荷額】 326億円	・東京都内及び名古屋市内において企業立地セミナーを開催しました。 ・企業訪問を実施 【工業統計調査による製造品等出荷額】 357億円	・企業立地セミナーの開催 ・企業訪問の実施	・東京都内及び名古屋市内において企業立地セミナーを開催しました。 ・企業訪問を実施 【工業統計調査による製造品等出荷額】 億円 ※平成27年度は、工業統計調査が実施されていない。	目標数値は確定していません。	引き続き、誘致活動を推進し、目標値の更なる向上に努めます。	地域活力の源でもある地域産業の活性化に向けた取組として、ほかの地域との差別化及びその情報発信により、新たな雇用創出を図る取組を進められたい。
18			その他広告収入等収入増施策 （町広報紙、ホームページへの広告掲載、住民バス等への広告掲載）	総務課 /総務係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 加藤 敏典	平成20年度から広報紙及び町のホームページへの広告掲載を実施しました。平成23年度時点で、広報紙は、掲載枠に多くの申込みがあるのに対して、町のホームページは、広告掲載の申込みが少ない状況にあります。 平成23年度 115万円	【目的・目標】 広報紙、町のホームページへの広告掲載を推進し、自主財源の確保に努めます。 【指標】 広告収入額 【目標値】 140万円	広報紙、町のホームページのほか、住民バス未利用地での看板事業等の可能性を検討し、財源の確保に努めます。	広報紙、町のホームページへの広告掲載主を募集し、自主財源の確保に努めました。 その結果、広報紙の広告掲載の申込みが多くなりました。 広告収入 144万8千円 ・広報紙 120万円 ・町のホームページ 24万8千円	広報紙、町のホームページへの広告掲載主の募集に努め、自主財源の確保に努めました。 広告収入 126万8千円 ・広報紙 114万円 ・町のホームページ 12万8千円	・広報紙、町のホームページへの広告掲載を募集し、継続契約に努めました。 広告収入 119万6千円 ・広報紙 103万8千円 ・町のホームページ 15万8千円 ・広告募集業務について、外部の専門性を活用するため、業務委託の入札公告を行いました。が、応募がありませんでした。	広報紙、町のホームページへの広告掲載を募集し、継続契約に努めました。 広告収入 96万6千円 ・広報紙 88万8千円 ・町のホームページ 7万8千円	・広報紙、町のホームページへの広告掲載の募集 ・広告媒体の検討	広報紙、町のホームページへの広告掲載を募集した。継続契約に努めました。 広告収入 192万6千円 ・広報紙 168万6千円 ・町のホームページ 18万円 ・住民バス時刻表 2万4千円 ・みんなの予算 3万6千円	前年度と比較して、広報紙への広告掲載が増加しました。また、新たに住民バス時刻表及びみんなの予算への広告掲載を実施しました。	目標を達成することができました。引き続き広告収入を確保し、新たな広告媒体を検討する必要があります。	広報紙は、広告の掲載募集に対して応募が相当数あるようですが、定期的に広く募集されたい。また、町のホームページについては、広告媒体としての価値を高める取組（【No.1行政情報のわかりやすい積極的な公表と説明責任の確立】）を推進されたい。 なお、新たな広告媒体の検討については、遊休土地への看板設置等の実施（【No.16未利用地等の売却及び活用】）を検討されたい。

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

3. 地方公営企業等の経営安定化

区分	項目 No.	重点等 項目	第2次美里町 行政改革大綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
19			水道事業の経営健全化 (民間委託も含めた中長期運営方針策定、水道料金の改定)	水道事業所 /総務係 進捗管理者 櫻井 純一郎 担当者 高橋 勲	浄水場の建設、老朽管更新によって、借入金の償還額が増加し、平成20年度から単年度収支が赤字、平成21年度に浄水場の運転業務を委託、日本水道協会の経営診断を基に、財政計画(案)を作成し、段階的な料金の見直しの検討を行いました。	【目的・目標】 安全で安定したおいしい水を供給する水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100%	経営の効率化及び経営基盤の強化に努め、業務のさらなる委託化、住民負担に配慮しつつ適正な料金体系の改定を行います。	財政計画を策定し、平成25年度、平成26年度に段階的に料金を見直すこととしました。 【実績値】94.3%	水道料金の平成25年5月徴収分から改定を実施 ・平成26年1月からコンビニ収納を実施 ・平成25年度は、収益的収支において費用の節減に努め、資本的収支においては、石綿セメント管の更新及び浄水場への発電機を設置しました。 【実績値】96.8%	水道料金は、平成26年5月徴収分から統一料金に改定しましたが、財政計画に対し、収益改善までは至っていません。収益的支出は、委託経費が増加傾向にあります。 【実績値】100.7%	・平成28年度からの浄水場等運転管理業務委託及びメータ検針交換及び有収率向上対策業務委託をを発注しました。 【実績値】105.5%	・委託業務の検証 ・財政計画と実際の収支の比較及び検証 ・水道料金改定時期の検証	・浄水場等管理業務の外部発注によるコスト縮減と業務負担軽減が図られました。民間事業者のものノウハウを活用することにより、施設の維持管理水準が向上しました。 ・平成27年度損益の実績と乖離を生じたため推計方法を改め、8月に財政計画を見直しました。また、財政計画に替わる経営戦略を平成29年3月末日まで作成します。 ・経営戦略の投資・財政計画では、平成32年度以降、積立金を喪失する見込みです。	・浄水場等管理業務を委託し、平成27年度予算額と比較して約600万円の経費縮減を図ることができました。 ・委託により業務負担が軽減され、業務分担の適正化、他の業務に専念することができました。	・平成29年度の料金改定に向けて基礎資料の準備、スケジュール、実施時期など具体的な検討を行います。	料金改定を行っていますが、激変緩和策として見直しを先送りしたことは、本来の企業経営の視点からは望ましくはありません。水道事業の経営の健全化に向けて、黒字化に向けた計画を早期に明らかにする必要があります。また、浄水場の管理及び防犯対策の徹底を図られたい。
20		町立南郷病院の経営健全化 (検診による収益増、大崎圏域医療機関との連携強化)	町立南郷病院 /事務局 進捗管理者 大橋 浩二 担当者 須田 政明	平成20年度に病院事業改革プランを策定、検討委員会による点検及び評価を行ってきました。平成20、21年度は、単年度収支が黒字化しましたが、その後、常勤医不足等から赤字となり、医師の確保が課題となっています。	【目的・目標】 地域医療及び初期の救急医療を担う町立南郷病院の経営の健全化に努めます。 【指標】 単年度収支の黒字化(経常収支比率) 【目標値】 100%	医師数を確保し、安定した病院運営に努めます。検診の実施、検査受注、訪問診療の充実にも努めながら、初期の救急医療を担いつつ、遠田・大崎地区の医療機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。 また、職員の自己啓発の誘発及び接遇研修に力を入れ、イメージの向上に努めます。	地域の初期の救急医療に努め、医療の質の向上を目指しながら、経営の安定化に努めました。 ・職員の接遇研修の実施 ・住民、職員検診の実施 ・初期緊急医療体制の確保 ・在宅訪問診療の実施 ・常勤医の確保 ・検査受注 将来目標の100%には達しなかったが、改革プランの平成24年度目標の98.5%に対して99.4%となり改善が図られました。 【実績値】99.4%	・接遇研修を実施 ・6月から8月には住民健診、職員検診の委託を受け実施 ・医師の24時間常駐体制により緊急医療受付体制を確保 ・常勤医による在宅訪問診療430件を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託 ・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の充実 【実績値】98.0%	・接遇研修については、「接遇対応評価測定」報告書を踏まえスタッフ会議で周知徹底を確認 ・6月から8月には住民健診、職員検診の委託を受け実施 ・医師の24時間常駐体制により緊急医療受付体制を確保 ・常勤医による在宅訪問診療を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託 ・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の維持 【実績値】96.9%	・各研修の定期開催をスタッフ会議で計画し、その実績状況を定期的に確認している。 ・6月から8月には住民健診、職員検診の委託を受け実施 ・東北大学病院等の協力により初期緊急医療体制を確保します。 ・常勤医による在宅訪問診療を実施します。 ・常勤医の確保に努めます。 ・検査の受注を図ります。 ・診療科目の充実に努めます。 【実績値】94.9%	・各研修の定期開催をスタッフ会議で計画し、その実績状況を定期的に確認している。 ・6月から8月には住民健診、職員検診の委託を受け実施 ・医師の24時間常駐体制により緊急医療受付体制を確保 ・常勤医による在宅訪問診療を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託 ・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の維持 【実績値】94.9%	・各研修の実施状況は、医療事故防止研修会3回実施(延べ72人参加)、感染対策研修2回実施(延べ52人参加)、褥瘡対策研修会等の専門研修10回実施(延べ156人参加)、また人事評価制度研修を2回実施(22人参加)してきました。 ・常勤医による在宅訪問診療を実施 ・東北メディカルメガバンク機構より月1人医師の派遣を受け常勤医を確保 ・住民健診の血液検査を成人病予防協会から受託 ・内科外科以外に東北大学病院等に医師の派遣を依頼し、小児科、整形外科、眼科診療等科目の維持も図られました。	・指標の未達成については、患者の減少のためと思われます。 ・研修については、多くの職員が出席できるよう時間を工夫しました。 ・各取組については、概ね実施できています。 ・職員確保については、派遣医師が1年更新のため未だ不確定な部分が多く、医師の安定した確保が喫緊の課題です。	地域の初期医療として地元で救急病院があるのは、住民にとって安心感があります。町立南郷病院の経営の健全化については、常勤医の確保に努め、外来及び在宅訪問診療並びに企業の職場健診を充実させたい。		
21	◎	下水道事業の経営健全化 (普及率及び水洗化率の向上、料金の適宜な見直し)	下水道課 /庶務係 進捗管理者 花山 智明 担当者 田村 太市	平成19、22年度に使用料の改定を行いました。 また、各種イベント会場での普及啓発活動を実施し、下水道の普及・啓発に努めました。今後、地方公営企業法適用の検討を進める必要があります。 平成23年度水洗化率 ・公共73.1% ・農集67.3%	【目的・目標】 地域の生活環境の改善に向け、水洗化を推進し、下水道事業の経営の健全化に努めます。 【指標】 水洗化率の向上 【目標値】 公共76.0% 農集73.0%	各種イベント等における啓発活動、改修資金の利子補給による水洗化を推進します。 下水道事業の健全化のため、住民負担に配慮しつつ、適正な使用料の料金体系の検討を進めながら、下水道事業の地方公営企業法適用に向けた準備を進めます。	各種イベントに参加(2回)し、下水道の普及啓発活動を行いました。また、側溝からの悪臭の苦情が寄せられた地域を戸別訪問し、水洗化について周知しました。 個別訪問件数 10件 使用開始(公共) 146件 融資斡旋(公共) 1件 使用開始(農集) 57件 融資斡旋(農集) 1件 地方公営企業法適用については、他の自治体の先行事例及び日本下水道協会の資料を基に、取り組むべき項目及びスケジュールについて検討を進めました。 【実績値】 公共76.3% 農集69.0%	・産業まつりは台風の影響により中止となったため、ブースの設営ができませんでした。 ・戸別訪問及びポスティング活動は、平成26年3月に公共下水道84件、農業集落排水46件を実施しました。 ・地方公営企業法適用に向けて、「下水道事業地方公営企業法適用化基本方針」を策定しましたが、固定資産台帳等の整備については、遅れが生じています。 使用開始(公共) 150件 融資斡旋(公共) 0件 使用開始(農集) 58件 融資斡旋(農集) 1件 【実績値】 公共77.1% 農集69.3%	・田園フェスティバルでPRブースを設置しました。 ・供用開始区域内の未接続世帯に対し、接続依頼文書の送付及びアンケートを行いました。 ・新たな普及促進策として、美里町下水道接続奨励金交付要綱を制定しました。 ・固定資産台帳の整備は、終了し、例規の改正(案)の作成についても完了しました。 ・組織体制については、平成27年度から下水道課を新設いたします。 ・使用料の見直しについては、その土台となる財政計画の作成に着手しました。 使用開始(公共) 180件 融資斡旋(公共) 1件 使用開始(農集) 28件 融資斡旋(農集) 1件	・田園フェスティバルでPRブースを設置しました。 ・戸別訪問及びポスティング活動は実施できませんでした。 ・新たな普及促進策として、美里町下水道接続奨励金交付要綱を制定しました。 ・地方公営企業法の適用に向け、条例等の整備、課及び係の体制の整理を行いました。 ・地方公営企業法の適用に向け、地方公営企業会計システム及び固定資産管理システムを導入しました。 使用開始(公共) 151件 融資斡旋(公共) 2件 使用開始(農集) 15件 融資斡旋(農集) 0件	・イベント等で、下水道普及ブースを設営し、下水道の普及・啓発に努めます。 ・戸別訪問及びポスティング活動を行います。 ・下水道接続奨励金事業の実施 ・地方公営企業法の適用開始	・田園フェスティバル及び産業まつりにおいて、下水道普及啓発及び下水道接続奨励金の周知チラシを配布しました。 ・下水道接続奨励金の交付を38件行いました。 ・地方公営企業法の適用を開始しました。	水洗化率の実績 ・公共下水道(人口基礎)82.3% ・農業集落排水施設(戸数基礎)74.4%	・イベント等における普及啓発だけでなく、下水道未接続の水道大口需要者等に対し接続するよう働きかけを行う。	経営の健全化に向けて、ストックマネジメントの基本項目を定め、適正な料金体系を確立するために、早期に複式簿記を導入すべきです。地方公営企業法(民間企業並みの会計基準)適用に向けた取組を進められていますが、本町が抱えている現状課題を明らかにし、水洗化率の高いほかの自治体の取組事例を参考としながら、供用開始を待つ住民のためにも水洗化の普及活動に努められたい。 なお、下水道事業の加入負担金は、住民にとって加入時の負担が大き過ぎます。普及活動に努めることは大切ですが、加入を推進する方法として限界もあることから、未加入状況を分析し、負担軽減を図る何らかのインセンティブの検討も必要です。	

3. 地方公営企業等の経営安定化

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
22		第三セクター の経営改善 (経営状況評 価、将来性の 検証、経営状 況評価、将来 性の検証)	産業振興課 /農業振興係 /商工振興係 進捗管理者 佐藤 淳一 担当者 今野 正祐	(有)とんたろう は、農業振興を担 い、加工肉等の卸・ 販売、(有)ふれあ い公社は、交流の 森・交流館の指定管 理者として、住民の 余暇活動、地域住民 と都市住民の交流活 動を推進していま す。 (有)とんたろ う・・・8月決算(1 0月総会) (有)南郷ふれあい 公社・・・3月決算 (5月総会)	【目的・目標】 第3セクターの設 立目的を達成するた めの活動を支援しま す。 【指標】 単年度収支の黒字 化(当期純利益) 【目標値】 2社	(有)とんたろう は、黒字決算となっ ていますが、直販に よる収益性を高める ため、物産・観光イ ベント情報の提供に より販売機会の増加 等の支援を行いま す。 交流の森・交流館 の指定管理者である (有)南郷ふれあい 公社は、一般客の受 入れ増加による収益 の改善に向けた検討 を進めます。	○(有)とんたろう ・出資額 320万円 ・ホームページの開設 ・個人顧客向け産直ギフト の取組 ・各種イベントへの出店 ○(有)南郷ふれあい公社 ・出資額 1,200万円 ・施設の修繕を実施 ・商工会、スポーツ団体等 地域の団体との共催による 施設利用の推進 ・インターネットや新聞広 告等によるPR ・指定管理料 380万円	○(有)とんたろう ・ホームページの更新 ・個人顧客向け産直ギフト の取組 ・県内外の各種イベント への出店による販売強化 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打 ち合わせ ・デッキ等、施設の破損箇 所の修繕を実施 ・スポーツ団体(GG協 会)との共催による施設 利用の推進 ・インターネットや新聞 広告等によるPR ・指定管理料 380万 円	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供、産 直ギフトの取組支援 ・県内外の各種イベントへ の出店による販売強化 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打 ち合わせ ・デッキ等、施設の破損箇 所の修繕 ・広告掲載、スポーツ団体 等へのPR活動等支援 ・指定管理料 431万円	○(有)とんたろう ・イベント情報の提供、産直 ギフトの取組支援 ・県内外の各種イベントへの 出店による販売強化 ○(有)南郷ふれあい公社 ・施設利用推進に向けた打ち 合わせ ・屋根等、施設の破損箇所の 修繕 ・広告掲載、スポーツ団体等 へのPR活動等支援 ・指定管理料 431万円	○(有)とんたろう イベント情報の 提供、産直ギフト の取組支援 ○(有)南郷ふれあ い公社 施設利用推進に 向けた打ち合わ せ、有効な情報発 信の検討と効果の 検証	○(有)とんたろ う 仙台駅及び新幹 線車内販売用商品 の採用 ○(有)南郷ふれ あい公社 大手旅行サイト への登録を実施	目標を達成しまし た。 引き続き、取引及 び販路の拡大に努 めます。また、大 手旅行サイトへの 登録等、情報発信 に努めます。	経営の主体性を尊重しつつ も、中長期的な収益を確保でき るように、経営状態の把握に努 め、経営の安定化に向けた支援 を検討されたい。	

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付します。

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
23			意識改革推進プログラムの策定と実行 （事業評価、政策過程における住民参加制度導入による職員意識の向上）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	委員会委員の公募制、パブリックコメント手続の導入による職員意識の向上に努めました。	【目的・目標】 平成25年度上半期までに、人材育成方針を策定し、職場環境及び人事管理並びに仕事の進め方の改善、研修の充実等の各項目ごとに、具体的に取組を推進します。 【指標】 実施計画の策定 【基準値】 定性目標のためなし	平成25年度中に、実施計画を策定します。 1. 職場環境の改善 2. 人事管理 3. 仕事の進め方 4. 研修の充実	人材育成方針（案）を策定	美里町人材育成基本方針を平成25年5月に作成し、職員に周知を行っている。しかしながら、具体的な実施計画については、単年度単位の計画の作成となり、中長期的な計画の策定までには至らなかった。	計画期間を平成27年度から平成31年度までとする「美里町人材育成基本方針実施計画及び中長期職員研修計画（案）」を作成し、平成27年4月に職員に周知する予定としています。	「美里町人材育成基本方針実施計画及び中長期職員研修計画（案）」を作成したが、新たな取組となる人事評価制を盛り込むため、再度、計画案の見直しを行いました。	職員アンケートを行い、意見を集約し、多様な研修手段を検討します。	新たな取組として、今後管理職となっていく主幹級職員を対象に、人事異動の内示後に監督者としての自覚を促すため、研修を実施しました。	新たな取組であったため、研修受講者アンケートを実施しました。実施時期が内示後であったことは、監督者としての自覚を促すことに一定程度の効果があったと考えます。	今後の町を担う管理監督者の養成のためにも継続実施を検討します。	経営において「組織は人なり」と言われており、職員の意識改革、やる気が出る職場づくりは、何よりも大切です。 職階又は年齢に応じた研修を継続して実施し、職員自らが進んで研修に参加したり、OJTを徹底し自主学習等に意欲的に取り組むことができる職場改善から、新たな組織風土の形成に至るよう、各項目の取組について具体化した実施計画を早期に策定し、多様な取組から職員意識の改革を進める必要があります。
24			職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表 （利害関係者との禁止事項、説明責任の徹底、要望・苦情への真摯な対応と情報共有、積極的な地域行事への参加）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	平成21年度に職員の倫理規程を策定しました。	【目的・目標】 職務の執行の公正さに努め、住民から疑念や不信を抱かれることなく、住民から信頼されようる努めます。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人	職員倫理規程の順守の徹底、苦情申出制度の導入と情報管理体制の確立を図ります。	職員への綱紀保持の周知等のほかに、平成24年5月に美里町苦情取扱規程を施行し、これまで、統一されていなかった苦情の取扱いに関し、対応方法を定めました。	・懲戒処分者はいない。 ・職員に対する苦情申出については、「美里町苦情取扱規程」に基づき対応しました。	職員のためのコンプライアンス・ガイドライン（法令順守に係る行動指針）を平成26年8月に策定し、職員へ周知を行いました。 また、平成27年3月に全職員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施しました。	・新規採用者の職員研修の際に「コンプライアンスガイドライン」について、説明を行っています。 ・教育委員会にて懲戒処分者の発生により、コンプライアンス研修を実施しました。	・職員への綱紀保持の周知等 ・苦情申出に対する対応管理	新規採用職員研修の際に、「美里町職員のためのコンプライアンスガイドライン」を活用し研修を行いました。	・懲戒処分者0人	新規採用職員へコンプライアンスの重要性について継続して研修を行う必要があります。 （【No.29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連）。 その上で、上司は、部下の勤怠管理に心がけ叱る優しさが必要であるとともに、部下が上司の間違いを指摘できる内部体制を確立する必要があります。そのような取組が、各課での日常業務遂行の際の職員意識の変革につながり、苦情対応では、大切な初期対応の向上につながります （【No.6行政相談体制の強化充実】及び【No.41住民ニーズの適正な把握と反映】と関連）。 取組を進める中で、行動理念策定の必要性も検討された。	職員倫理規程について職員の理解度を高めるために、毎年度、定期的な研修機会を設け、職員の意識向上を図り、普段の業務に生かすべくです （【No.29職員研修制度の確立と計画的な実行】と関連）。 その上で、上司は、部下の勤怠管理に心がけ叱る優しさが必要であるとともに、部下が上司の間違いを指摘できる内部体制を確立する必要があります。そのような取組が、各課での日常業務遂行の際の職員意識の変革につながり、苦情対応では、大切な初期対応の向上につながります （【No.6行政相談体制の強化充実】及び【No.41住民ニーズの適正な把握と反映】と関連）。 取組を進める中で、行動理念策定の必要性も検討された。
25			職員懲罰規程の改定と公表 （飲酒運転、不正関与の厳罰化等）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 日野 剛 担当者 高橋 一夫	平成21年4月に懲戒処分等に関する規程及び懲戒処分等の公表基準に関する規程を策定しました。	【目的・目標】 職員の不祥事に対しては、厳しい姿勢で臨み、住民に対する説明責任を果たし、住民に信頼される公正で透明な町政の確立を目指します。 【指標】 懲戒処分者数 【基準値】 0人	各種条例等により適切な対応を行います。	職員への綱紀保持の周知等	・懲戒処分者はいないため、特段の取組は実施していません。	職員のためのコンプライアンス・ガイドライン（法令順守に係る行動指針）を平成26年8月に策定した。 また、平成27年3月に全職員を対象とし、「コンプライアンス研修」を実施しました。	・懲戒処分者の発生により、個人情報保護管理の徹底について、職員通知を行いました。	・職員への綱紀保持の周知等 ・コンプライアンス（法令順守）強化月間の設定	新規採用職員研修の際に、「美里町職員のためのコンプライアンスガイドライン」を活用し研修を行いました。	・懲戒処分者0人	新規採用職員へコンプライアンスの重要性について継続して研修を行う必要があります。 （【No.24職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表】と関連）。 なお、職員懲罰規程に該当しない場合でも、不適切な事案については、再発防止策の通知に留まることなく、類似する事案がないか、問題が潜在化していないか組織的なリスク管理の徹底から、住民サービスの向上に努められたい。	法令順守は当たり前のことであり、その徹底と公務員としての倫理教育に努められた い（【No.24職員の倫理規程及び行動規範の策定と公表】と関連）。 なお、職員懲罰規程に該当しない場合でも、不適切な事案については、再発防止策の通知に留まることなく、類似する事案がないか、問題が潜在化していないか組織的なリスク管理の徹底から、住民サービスの向上に努められたい。
26	◎		実績主義による人事評価制度の導入 （努力し成果を上げた職員が認められる制度の導入、業績評価の導入と活用）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	人事評価に関する研修会に人事担当者が参加しましたが、具体的には、取り組めていません。	【目的・目標】 ・計画的な人材の育成 ・職員資質の向上 ・組織風土の変革 【指標】 制度導入時に設定 【目標値】 定性目標のためなし（制度導入時に設定）	人材育成方針に基づき、関連する項目を整理し、人事評価の取組を進めます。 目標管理を導入し、業務成果と人事評価の連携について検討を進めます。	人事管理の取組として、平成25年4月1日の人事異動に際して、人事異動方針を作成し、人事異動をする目的を明確にしました。	「人事評価とは何か」を職員に周知するため、平成26年3月に職員研修会を実施しました。	平成27年3月に「美里町職員の人事評価実施規程」（案）を作成しており、平成27年4月から、規程に基づき、評価者研修、被評価者研修を実施し、試行を行う予定としています。	・人事評価実施規程の策定（平成28年3月） ・職員研修 ・評価者研修（8月、2月） ・被評価者研修（10月） ・試行開始（平成27年11月～平成28年2月）	本格導入	平成27年度に試行を行い、平成28年度から本格導入を行っています。	人事評価を導入しましたが、評価者によって評価のパラツキがでていることが明らかとなりました。	評価の精度を高めるため、引き続き評価者研修を実施していくこととします。また、評価様式等についても随時見直しを図っていきます。 人事評価については、民間では当たり前の取組です。取組の有効性を確保するために客観的な評価基準を設け、職員の士気及び能率向上を図るためにも導入する必要があります。 普段の業務を通じ、議論する癖を身に付け、よりよい職場づくりを意識することが大切であり、人事評価の導入を機に、意欲的に課題に取り組む組織風土の形成に努められたい。	

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課／係／担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Do【実施】取組実績	Plan【計画】主な取組	Do【実施】取組実績	Check【検証】目標達成状況	Action【改善】課題及び改善	
27			決裁権限見直しなどによる決裁時間の大幅縮減 （意思決定の迅速化）	総務課 /文書法令係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 加藤 敏典	平成19年、平成21年、平成22年に専決事項の見直しを行うとともに、平成23年から電子決裁を導入しました。	【目的・目標】 組織的な意思決定の迅速化に努めます。 【指標】 専決事項見直し件数 【目標値】 課題精査後に設定	各課の報告・連絡・相談の徹底、ほかの行革取組項目の住民等からの施策提案に対する管理から、未決事項の把握に努めます。 また、専決事項の見直しを検討するとともに、文書の電子化の推進を図ります。	他の行革取組項目ですが、住民からの施策提案、3月議会定例会から議会で「検討」と答弁した事項について管理する取組みを進めました。 また、課設置の見直しに併せて、専決事項を精査し、改正しました。	財務規則の改正、契約事務の整備に併せて、事務決裁規程の見直しを行いました。	課の設置など組織の改編にあわせて、事務決裁の一部改正や附属機関委員の選任手続手順の策定等を行いました。また、全体的な課題把握はできませんでした。改めて各課の課題把握や全体の見直しに努めていきます。	文書管理システムの機能性を見直し、メールアドレスとの連携を図り利用しやすい環境を構築し、平成28年4月以降、電子決裁を推進することとした。	電子決裁の推進	—	—	—	住民から寄せられる苦情・要望、事務事業課題等に対する意思決定の迅速化を図るために、決裁基準の見直しに限らず、文書管理の徹底、情報の共有、決裁の電子化等について一体的に検討されたい。
28			外部人材導入による活性化と職員の意識改革 （各種委員会、審議会等へ高度な専門知識を有する人材の活用）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	平成20年度から3年間、企業誘致推進専門員を配置しました。	【目的・目標】 外部人材の登用により組織全体の活性化及び職員の意識改革を進めます。 【指標】 外部人材の登用者総数 【目標値】 3人	宮城大学等、産学連携による人材の活用、専門員の配置検討を進めます。 また、任期付職員等の採用について、検討します。	専門員の配置分野の検討を進めました。	徴収対策課に、徴収特別指導員1人を配置しました。	・徴収特別指導員を任期付短時間職員として2人配置を行いました。 また、専門的な知識を活かし、美里町債権管理条例の制定に大いに貢献いただきました。	前年同様に徴収特別指導員2人の配置を行いました。 「債権債務をめぐる契約と行政処分研修」の研修講師を担っていただきました。 また、庁内の収納金の債権管理について、関係例規の整備に取組をいただきました。	徴収体制の強化等以外に、職員研修講師及び収納金の管理の徹底のため、任期付職員として外部人材の登用を行います。	【計画】に記載した内容で取組を実施しました。	徴収特別指導員として2人の国税OB職員を任期付職員として登用していますが、法令全般に対しても高度な知識を有していることから研修講師として全庁的に活用しました。	徴収対策課付けとしていた任期付職員について、新たな活用方法を検討することとしました。	宮城大学との連携、市町村との人事交流、徴収特別指導員の配置といった外部人材の登用、被災地への職員派遣といった取組も進められているようです。今後も、専門分野を中心に積極的に外部人材の登用を推進し、組織の効率化及び活性化並びに職員の意識改革に努められたい。
29	◎		職員研修制度（人材育成制度）の確立と計画的な実行 （職階別、専門、自主、職場等の研修体系の整備と受講徹底、自主学習の推奨）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	外部研修を主に実施してきましたが、積極的に人材育成に取り組んでいませんでした。そこで、平成23年度から基本である接遇研修を全職員を対象に実施しました。 しかし、通常業務が忙しいという理由で、研修に参加できない職員もいました。	【目的・目標】 職員の役割は、質の高い仕事を通じて、住民サービスを提供することであることから、職員個々の能力開発を効果的に推進するために研修の充実を図ります。 【指標】 研修受講者数 【基準値】 （平成24年度研修受講者数を基準値としました。） 320人	人材育成方針に基づき、中期職員研修計画を策定し、テーマに応じた、町主催研修、庁内実務研修、派遣研修を進めます。 また、自己学習を推進するための支援体制づくりを進めます。 接遇マナーの向上の取組としては、窓口等の接遇の外部評価を導入します。	年次研修計画に基づき、階層・実務等の目的に応じて、町主催及び派遣研修を実施しました。 【町主催（庁舎内）研修】 ・クレーム対応研修（参加者178人） ・ファシリテーター研修（24人） ・OJT研修（17人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（5人） ・労務管理研修（20人） ・情報システム研修（39人） 【外部派遣研修】 ・専門研修（会計学、契約事務、法令実務、課税・徴収・住生活事務）（18人） 受講者総数 320人	・年次研修計画の策定 ・臨時、非常勤職員の接遇研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 ・自治体法務検定団体受検の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・接遇マナー向上研修（155人） ・ファシリテーター研修（10人） ・人事評価研修（68人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（2人） ・契約実務基礎研修（27人） ・公営企業会計研修（18人） ・債権管理研修（123人） ・情報システム研修（19人） ・メンタルヘルス研修（23人） ・ゲートキーパー研修（82人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（27人） ・専門研修（民法、条例・規則作成、会計学等）（25人） ・市町村アカデミー（3人） 受講者総数 582人	・単年度の研修計画は、毎年度作成しているが、中長期計画については、平成27年3月に作成し、平成27年4月に職員に周知予定としている。 ・自治体法務検定団体受検 受検者24人 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・ハードクレーム研修（122人） ・メンタルヘルス研修（23人） ・コンプライアンス研修（171人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（5人） ・契約実務研修（23人） ・債権管理研修（146人） ・会計実務研修（32人） ・法制執務研修（20人） ・職員安全運転研修（320人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（22人） ・専門研修（6人） 受講者総数 890人	・中長期計画については、平成28年3月に再策定し、平成27年4月に職員に周知予定としている。 ・自治体法務検定団体受検 受検者24人 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・人事評価研修者研修（70人） ・人事評価被評価者研修（215人） ・メンタルヘルス研修（21人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（8人） ・公営企業会計研修（32人） ・債権債務をめぐる契約と行政処分研修（21人） ・行政不服審査制度研修（40人） ・マイナンバー制度研修（54人） 【外部派遣研修】 ・階層別研修（29人） ・専門研修（20人） 受講者総数 510人	・中長期の研修計画に基づく研修（町主催、庁内実務、派遣）の実施 ・臨時、非常勤職員等の接遇研修の実施 ・窓口等の接遇の外部評価の実施 【町主催（庁舎内）研修】 ・人事評価研修者研修（32人） ・人事評価被評価者研修（203人） ・チームワーク向上研修（85人） ・メンタルヘルス研修（18人） ・階層別研修（主幹級職員）（23人） 【庁内実務（職員講師）研修】 ・新規採用職員研修（8人） ・会計研修（44人） 【派遣研修】 ・階層別研修（22人） ・専門研修（19人） 受講者総数 454人	町主催研修、派遣研修、自己啓発の3つの柱により継続した研修を実施してきました。 研修受講者数については、目標値を達成しています。	与えられた研修については、ほぼ定着していますが、自ら学ぶ組織風土の構築については課題があると考えます。	人材の育成については、個々のスキル向上も大切ですが、まず、担当する業務に精通することが住民サービスの向上につながります。そのため、ジョブローテーションも大切ですが、専門性を有する職員の育成も必要です。 職員研修については、目指す職員像を明らかにし、中期研修計画を早期に策定する必要があります。現在、接遇を始めとした研修に意欲的に取り組まれています。また、従来の知識習得型に偏重せず、地域課題及びまちづくり等の町政課題について、職員自ら議論に参加するような能動的研修についても実施し、人材の育成に努められたい。	
30			職員定員適正化計画の策定と公表 （所属別職員数の公表）	総務課 /人事給与係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 日野 剛	定員適正化計画を策定すると共に、人件費の公表を行ってきました。 職員数の推移 平成19年度 322人 平成23年度 281人	【目的・目標】 効率的な組織を構築するため、最少の経費で、最大の効果を上げるため、職員の適正な配置を目指します。 【指標】 4月1日現在の職員数 【目標値】 260人	広報紙及び町のホームページで人件費等について公表するとともに、施策展開及び行政改革の推進と連携し、適切な見直しと目標管理に努めます。	類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努めました。 平成24年4月1日現在 275人 平成24年度中の職員の増減 ・退職（定年） 8人 ・退職（勲奨） 4人 ・自己都合退職 1人 ・新採 4人	平成25年4月1日現在、計画人員の269人に対して266人となっています。 平成26年4月1日現在の職員数は、260人となり、定員適正化計画の最終目標人員と同数となっています。 公表については、平成26年11月の広報紙及び町のホームページで公表しています。	平成26年4月1日現在の職員数は、261人となり、第2次定員適正化計画の目標人員263人より2人少なくなっている。 公表については、前年同様に町の広報紙及び町のホームページで公表を行っています。	類似団体と比較しながら、美里町の地域特性、職員階層、職種等を考慮し、職員数の適正な管理に努め、第3次の定員適正化計画の策定に着手する。	平成29年3月に美里町第3次定員適正化計画を策定しました。 平成28年4月1日現在の職員数については、258人となり、目標値を達成しています。 公表については、前年同様に町の広報紙及びホームページで公表を行っています。	職員数については、第2次定員適正化計画どおりで推移しています。	平成29年4月を始期とする5年間の第3次定員適正化計画を策定しました。平成33年4月現在で職員数256人を目標としています。	計画を策定し、正規職員数の減少から歳出の抑制に努められていますが、臨時・非常勤職員数及び時間外勤務手当の支給額は増加傾向にあるようです。職員数の減少が目的ではありませんから、効率的又は効果的な取組となっているか検証する必要があります。 なお、重点的な施策の推進の際には、正規職員の配置が効果的であるならば、優先的に正規職員を配置する等、戦略的な職員配置に努められたい。	

4. 職員の意識改革と職員管理、人材育成の強化

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
31		民間手法の積極的導入 (改善提案、目標管理等の導入)	総務課 /文書法令係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 加藤 敏典	政策評価を導入しましたが、特に、民間手法と位置付けた取組は行っていません。 また、総合計画の施策管理に目標設定を行いました。	【目的・目標】 すべての係が業務目標及びスケジュールを明確にし、毎年度取り組むべき項目について議論する職場環境を整備し、職員の目的意識の向上に努め、職場の雰囲気改善の上で、毎年度、各課から改善の提案を提出させます。 【指標】 1 課（室） 1 提案の実施 【目標値】 1 7 件	総合計画の施策について目標管理を導入しました。業務の目標管理については、人事評価の取組と併せて検討を進めます。事務改善については、庁内の内部統制の強化から、日常的に事務改善を行える職場づくりに努めます。 また、下水道事業の複式簿記の導入について検討を進めます。	職場での実践が一番大切であることから、各課において、身近なことから事務改善するよう指示しました。	・スプリングレビューを実施し、スケジュール管理、係の目標、取組項目等について、副町長ヒアリングを実施しました。 ・各課のスケジュール管理状況の把握に努めました。 ・各課職場でのミーティングを推進及び事務改善の推進するよう、課長等会議で周知しました。	・スプリングレビューの実施 ・スケジュール管理、目標管理の徹底 ・各課職場でのミーティングの推進 ・5 S 活動の推進	各課で話し合いをすることを推奨した。計画した取組はしているが、職場環境に良い変化が生じているかまでは明らかでない。	・スケジュール管理、目標管理の徹底 ・各課職場でのミーティングの推進 ・改善提案	各課長により職場内のO J T や話し合い等の実施を推奨しました。	具体的な取り組み状況等の把握はできません	各課長等が職場において職員のマネジメントが可能となるよう、具体的な取り組みが必要です。	改善提案又は各課ミーティングの推進を取組に掲げていますが、職場において部下から積極的に改善提案がなされるような職場の雰囲気づくりに、セクションマネージャーである課長は努められたい。 なお、職場での取組改善につながるよう、各課でキャッチフレーズを掲げ職員の意識改善に努められたい。

5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課/係/担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
32			自治基本条例の制定と運用 （まちづくりの基本となる町、議会、住民、団体等の役割の明確化）	まちづくり推進課 /地域づくり推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 角田 克江	積極的に学んでいる住民や団体もありますが、具体的な取組は行っていません。	【目的・目標】 住民参画と協働により住民主体の自治の在り方等に係る基事項の明確化を図ります。 【指標】 自治基本条例制定の検討 【基準値】 定性目標のためなし	情報発信等に努めながら住民参画を推進し、条例制定の必要性について検討を進めます。	現行の法令、条例等により適正な行政運営に努めながら、自治基本条例について情報の収集を行いました。	一部の管理職による検討会を開催し、地方自治の考え方、自治基本条例の必要性等について協議を行ったほか、町内の活動団体と意見交換を6回行いました。	町内の活動団体と意見交換を7回行い、自治基本条例の必要性等について協議を行いました。	町内の活動団体と意見交換会を5回行い・団体が作成した自治基本条例（案）内容等の協議を最終章まで行いました。	制定の可否を判断する。	町内の活動団体との意見交換は行いませんでした。住民向けの講演会について、方向性に相違があり、実施できませんでした。	団体との意見交換を通して、方向性に相違があり、既存条例と重複する部分も多くあることや町の取り組むべき課題を優先することとし、早期制定は困難と判断して「自治基本条例の制定」は削除しました。	住民参画の機会は進んできておりますが、まちづくりを進めるうえで基本となる条例等について、良識ある話し合いを重ねながら、継続した取り組みとします。	自治基本条例の制定については、町の憲法と位置付けるのであれば、制定を躊躇することはなく、町民を巻き込んだ議論に発展させ、検討を進められたい。
33			地域づくり支援制度の確立 （退職者の参加誘導、既存人材バンクの再編整備、リーダー育成、助言・指導）	まちづくり推進課 /地域づくり推進係 進捗管理者 遠藤 孝光 担当者 小出 千恵	行政区を対象にコミュニティ、自主防災・防犯、高齢者生きがい、環境美化事業を行い、全行政区で取り組んでいます。 平成23年度は、各行政区を訪問し、地域づくりについて意見交換を行いました。 なお、人材バンク等への取組は行っていません。	【目的・目標】 地域活動の場の提供、地域活動情報の発信から、地域活動の活性化を支援します。 【指標】 地域づくり支援事業の実施率 【基準値】 100%	地域活動を推進するために、地域づくり支援事業の充実を図りながら、優秀な人材を地域が活用できるように、人材バンク登録制度の見直しを行い、地域活動の活性化を図ります。	全64行政区で地域づくり支援事業を実施、地域活動施設整備支援事業で活動施設の整備を推進しました。また、地域活動の課題を把握するために、各行政区訪問（歩くまちづくり推進事業）を実施しました。	全65行政区で地域づくり支援事業ができるよう取組を支援しました。 優秀な地域の人材発掘（自薦、他薦）を行うため、広報紙及び町のホームページを活用し、人材バンク登録制度への呼びかけを行いました。	全65行政区で地域づくり支援事業を実施し、目標は達成しています。 町ホームページ、町広報紙等により、人材バンク登録制度の周知に努めました。 宮城大学と連携した大学開放講座を実施するとともに、地域力向上を目的とした講座を開催するため、宮城大学と計画の立案を進めました。	全65行政区で地域づくり支援事業ができるよう取組を支援しました。 宮城大学と連携し、美里町まちづくりセミナーを開催し、地域教育力の向上を図りました。また、NPO法人による「地域活性化につながる若者の役割」と題して講演会を開催しました。	・地域づくり支援事業の継続 ・人材バンクの整備と周知 ・歩くまちづくり推進事業の実施	・地域づくり支援事業の補助金について、各コミュニティ施設において行政区長と意見交換を行いました。	・地域づくり支援事業の目的、他の事業補助金との関係を説明し、事業の在り方について意見交換しました。	・地域づくり支援事業について、次年度以降も説明会及び意見交換する機会を設けてまいります。	地域の主体性を尊重し、地域の活性化を推進するために、地域自らが課題解決に取り組める提案型等による取組について検討されたい。また、地域活動を推進するためには、各種委員又は地域を単位としたボランティア活動等、地縁に基づく取組の再点検を行い、地域の役割の明確化を図りながら、地域の活性化を推進するための支援体制について検討されたい。
34			定期的行政・住民懇談会の実施 （行政情報の提供、住民ニーズの把握、住民懇談会の目的の明確化と開催形態の多様化）	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 眞	町主催の定期的な住民懇談会について、毎年開催してきましたが、参加者が少なく、テーマ及び開催方法について検討する必要があります。 住民懇談会の開催状況 ・平成19年度 9会場150人 ・平成20年度 9会場147人 ・平成21年度 20会場266人 ・平成22年度 9会場186人 ・平成23年度 9会場 87人	【目的・目標】 住民に、より分かりやすい形での住民懇談会の開催に努めます。 【指標】 住民懇談会の参加者数 【目標値】 200人	広聴活動を充実するために、出前型の住民懇談会を開催します。	住民懇談会については、これまで、休日・夜間の開催日を設けながら町で日程を決めて開催してきましたが、平成24年度から、地域及び団体の要望に応じた出前型で開催しました。 6回開催 189人	年間を通して、地域及び団体の要望に応じて住民懇談会を開催しました。 7回開催 142人 （男性101人・女性41人）	住民懇談会については、広報みさとへの記事掲載や行政区長会議等での制度説明及び開催案内を行い周知を図りました。 地域の要望に応じた開催を実施し、意見及び要望に対する検討や結果については報告の徹底に努めました。 5回開催 参加者111人 （男性78人） （女性33人）	住民懇談会については、広報みさとへの記事掲載や行政区長会議等での制度説明及び開催案内を行い周知を図り実施しました。 町がテーマを定めた懇談会及び地域の要望に応じた懇談会を開催しました。 11回開催 参加者192人 （男性148人） （女性44人）	住民懇談会の制度を広く周知します。	住民懇談会については、広報みさととの記事掲載や行政区長への制度説明及び開催案内で周知を図り実施しました。 町がテーマを定めた懇談会及び団体や地域等の要望に応じた懇談会を開催しました。 13回開催 参加者 263人 （男性 178人） （女性 85人）	「美里町の重点実施施策及び第3次財政健全化計画」をテーマにした住民懇談会及び地域や団体の要望に応じた出前型の住民懇談会を実施しました。 目標値は達成しました。	2通りの開催形態を実施しましたが、町がテーマを定めた懇談会では参加者や年齢層の固定化がみられる状況にあります。制度の周知に努め、開催形態の多様化を図り、行政情報の提供と住民ニーズの把握に有効な取組を進める必要があります。	住民の声を聴く、分かり易い説明、情報交換及び情報の共有は大切な広聴活動であり、行政サービスに対する行政の大切なモニタリング機能です。 住民懇談会を出前型で行うなどは住民参加の取組に対する試行又は改善が行われ、参加者数という点では一定の成果も得られているようですが、出前型という受動的な取組だけではなく、住民の声を聴くために、能動的な取組を検討されたい。

5. 住民の理解を得た協働システムの構築と推進

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
35		住民協働によるまちづくりシステムの構築と推進 （行政と住民、団体の話し合いによる役割分担の明確化、まちづくり推進体制の構築）	まちづくり推進課 /地域づくり推進係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 遠藤 孝光	平成20年度にまちづくり会議と協働による「転入者にやさしいガイドブック」を作成しましたが、その他に新たな取組は、行っていない。 平成23年度のNPO法人数 6団体	【目的・目標】 高まる行政需要に対してNPO等、多様な担い手と連携したまちづくりの推進体制を構築します。 【指標】 町内に活動拠点を置くNPO法人数 【目標値】 8団体	みさと地域活動サポートセンターを中核に位置付け、情報発信、研修、相談体制の充実を図り、住民活動を推進します。	NPO等の活動を支援するみさと地域活動サポートセンターの設立を支援しました。	みさと地域活動サポートセンターの運営を運営協議会に委託し、町内の公益的な活動を行う団体や個人を支援しました。	NPO法人設立を目指す団体に対する研修会を実施しました。	NPO法人を目指す団体に対し法人取得に向けた相談支援業務を行った。	・各種研修会の実施 ・相談体制の確立 ・情報の提供	NPO法人を目指す団体に対しての相談支援業務を行った。	町内に拠点を置くNPO法人が1団体増え8団体となった。	県との連携によりNPO法人設立への支援が円滑にできるよう研修や講座の情報の提供に努めていきます。	団体をNPO法人化することのメリット及び既存のNPOの活動状況を積極的に情報発信しながら、人材バンク登録者及び趣味サークルで活動する住民及び団体で公共性の高い活動団体については、法人化を後押しできるような具体的な支援を検討されたい。

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付しています。

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分 項目 No.	重点等 項目	第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
36	◎	事務事業の委託化方針の策定 (住民サービスの向上と経費節減の両面からの検証)	総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 高橋 憲彦	住民バスの運行及び浄水場の管理の委託、地区館及びスポーツ施設の指定管理者制度の活用を行いました。具体的な方針は策定していません。	【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図り職員の定員適正化計画を達成します。 【指標】 新たな委託事務事業数 【目標値】 1 3 件	平成25年度に委託化基本方針を策定し、住民サービスの向上に関する視点を加味しつつ、実施に向けて、行政の専門分野及び現業職の職場等について、担当課と協議を進めます。	サマーレビュー（夏季政策協議）を行い、事務課題と委託可能事務のヒアリングを行うとともに、委託事務の分類整理を行いました。委託事務の要望は、多くありませんでした。	・委託化基本方針の策定 ・各課の事務事業の委託化調査の実施	委託化基本方針を策定し、委託の実施又は検討するためのスケジュール概要を作成しました。 【委託検討件数】 3 件	検討項目の進捗管理 第1 四半期終了後、速やかに担当課と意見交換を行った。 【委託検討件数】 2 件	検討項目の進捗管理	各事務事業における委託可能業務の検討を行いました。 給食センター業務	委託すべき事務の委託化が進められています。	各事務事業の中で、その事業全体の委託化だけではなく、部分的な委託等についても検討し業務の改善を図る必要があります。	委託化基本方針を策定していますが、職員が行うべき業務、委託可能な業務、住民サービスの向上、費用対効果を総合的に勘案し、現業部門の業務及びこれまで委託化してこなかった窓口等の定型的な業務についても、積極的に見直す必要があります。
37		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	総務課 /行政改革推進係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 高橋 憲彦	文化会館、地区公民館、スポーツ施設について指定管理者制度に移行しました。	【目的・目標】 民間でできることは民間に委ね、行政の効率化を図ります。 【指標】 指定管理者制度等への移行数 【目標値】 5 件	委託化基本方針を策定する際に、住民サービスの向上に関する視点を加味し、検証を進めます。	関係課と方向性について担当者レベルでの協議を行い、方向性の検討を進めることとしました。	委託化基本方針の策定	当初、計画段階では5つの施設について検討することとしておりましたが、委託化基本方針に基づき委託化と併せて施設管理の検討を行った結果、6つの施設について、今後、検討することとしました。	検討項目の進捗管理 第1 四半期終了後、速やかに担当課と意見交換を行った。	検討項目の進捗管理	以下のとおり、各施設について検討を行っています。	さらに十分な検討が必要です。	検討した結果を具体的に実行していく必要があります。いつまでに、どのようにするのか目的意識をもって取り組みます。	民営化又は指定管理者制度の活用を積極的に検討されたい。検討に際しては、施設の目的に応じて幅広く意見を聴き、住民サービスの低下を招くことのないよう留意されたい。 なお、指定管理者を選定する際には、民間のノウハウを活用することによる住民サービスのレベル向上を目的として、原則として、公募により選定されたい。
37 - (1)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	子ども家庭課 /子育て支援係 進捗管理者 奥山 俊之 担当者 齊藤 くみ子	-	-	保育所運営の検討（公設民営化等）	他市町保育所での児童受け入れ支援、待機児童解消に向け、小牛田地域にある保育所の増床を行いました。これまでは、直営方式による保育所の運営を目指しておりましたが、職員数を削減する中で、保育士を増員するのは難しいことから、子ども子育て支援新制度の動向を見ながら、公設民営方式について検討することとしています。	委託化基本方針策定中のため、策定後に具体的な取り組みを進めることとした。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	教育委員会部局とワーキンググループを編成し、大崎市田尻にある幼保一体型施設の「すまいる園」の視察研修を行い、美里町としての幼児教育・保育のあり方について協議検討を行いました。	平成28年度の早い時期に子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を開催し、保育所の在り方についての策定等委員会としてのご意見を頂戴する予定です。	平成28年度においては6回の子ども・子育て支援事業計画策定等委員会を開催し議論を重ね、平成29年2月6日に「美里町立保育所の運営のあり方について」答申書を提出することができました。	平成28年8月までに答申書提出を予定しておりましたが、大幅に遅れてしまいました。	課長会議等に答申内容をお示しし、ご意見をいただいた後、庁議にお諮りして運営形態のあり方を決定します。	
37 - (2)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	子ども家庭課 /子育て支援係 進捗管理者 奥山 俊之 担当者 齊藤 くみ子	-	-	児童館運営の検討（公設民営化等）	平成26年度中に策定予定の市町村子ども・子育て支援事業計画の中で、今後の運用形態を検討することとしています。	委託化基本方針策定中のため、策定後に具体的な取り組みを進めることとした。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	教育委員会部局とワーキンググループを編成し、幼児教育・保育のあり方について協議検討を行いました。幼稚園及び保育所のあり方の検討が中心となり、児童館のあり方については検討できませんでした。	引き続きワーキンググループを開催し協議検討を行い、その後子ども・子育て支援事業計画等策定委員会において委員会としてのご意見を頂戴する予定であります。	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会においての「美里町立保育所の運営のあり方」についての議論を優先としたため、児童館の運営のあり方については議論することができませんでした。	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会においての「美里町立保育所の運営のあり方」についての議論を優先としたため、児童館の運営のあり方については議論することができませんでした。	現在町立で運営している児童館について、現行の運営形態を継続した方が良いか、民間に委託した方が良いか、また、民間に委託する場合にはどのような運営主体に委ねたら良いかを、子ども・子育て支援事業計画策定等委員会において議論していただく必要があります。	

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分	項目No.	重点等項目	第2次美里町行政改革大綱・記載項目	担当課/係 /担当者	これまでの取組と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
						目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
37	(3)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	子ども家庭課/子育て支援係 進捗管理者 奥山 俊之 担当者 齊藤 くみ子	-	-	子育て支援センター運営の検討（公設民営化等）	平成26年度中に策定予定の市町村子ども・子育て支援事業計画の中で、今後の運用形態を検討することとしています。	委託化基本方針策定中のため、策定後に具体的な取り組みを進めることとした。	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	教育委員会部局とワーキンググループを編成し、美里町としての幼児教育・保育のあり方について協議検討を行いました。が、幼稚園及び保育所のあり方の検討が中心となり、子育て支援センターのあり方についてまでは検討できませんでした。	引き続きワーキンググループを開催し協議検討を行い、その後子ども・子育て支援事業計画等策定委員会において委員会としてのご意見を頂戴する予定であります。	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会においての「美里町立保育所の運営のあり方」についての議論を優先としたため、子育て支援センターの運営のあり方については議論することができませんでした。	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会においての「美里町立保育所の運営のあり方」についての議論を優先としたため、子育て支援センターの運営のあり方については議論することができませんでした。	現在町立で運営している児童館について、現行の運営形態を継続した方が良いか、民間に委託した方が良いか、また、民間に委託する場合にはどのような運営主体に委ねたら良いかを、子ども・子育て支援事業計画策定等委員会において議論していただく必要があります。	
37	(4)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	教育総務課/管理係 進捗管理者 須田 政好 担当者 高橋 博喜	-	-	幼稚園運営の検討（民営化等）	こごた幼稚園の認定こども園の申請に取り組んでおり、運営については、検討していません。	委託化基本方針策定中のため、策定後に具体的な取り組みを進めることとした。	子ども子育て支援新制度への移行準備にあたりました。	子ども子育て支援関係部局とワーキンググループを編成し、視察研修を実施し、町全体としての幼児教育・保育のあり方について、3回協議検討を行いました。	引き続きワーキンググループを開催し協議検討するとともに、幼稚園に関しての子ども子育て支援新制度に沿った支援策を検討していきます。	ワーキンググループの会議を2回開催しました。	ワーキンググループの検討が休止状態になっています。継続した検討協議が必要です。	保育所（園）と幼稚園の所管部署が町長事務部局と教育委員会に分かれているものを1つにするべきと考えます。	
37	(5)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	まちづくり推進課/生涯学習係 進捗管理者 高橋 章一 担当者 小出 千恵	-	-	コミュニティ施設運営の検討（公設民営化等）	既に、指定管理者制度に移行した、社会教育施設及びスポーツ施設について、連絡会議を開催し、円滑な情報の共有に努めました。新たな、施設の移行検討は、行っていません。			指定管理者と定期的な協議を行い、地域の活動拠点として、利用促進に努めていました。直営で運営している施設の指定管理に向け、運営組織を模索してしましました。	指定管理者が、適切な管理運営ができるよう定期的な協議の場を設け、地域活動の拠点としての利用促進に努めます。	指定管理者と定期的な協議を行い、地域の活動拠点として、利用促進に努めました。直営で運営している施設の指定管理に向け、平成28年10月から施設管理業務を委託しました。	指定管理者と定期的な協議を行い、地域の特性を生かした活動拠点として、役割を果たしています。直営で運営している施設の指定管理を平成30年度から予定しています。	指定管理者と定期的な協議を行い、地域の特性を生かした事業、施設の維持管理に努め、利用促進、安全管理に努めていきます。直営で運営している施設の指定管理に向け、準備を進めていきます。	
37	(6)		施設管理の民営化・委託化方針の策定 (民間ができることは民間に委ねることを基本とする民営化・委託化方針の策定)	教育総務課/社会教育係 進捗管理者 須田 政好 担当者 扇子 美津男	-	-	図書館運営の検討（公設民営化等）	正規職員の司書は1人で、非常勤職員を採用し、運営しました。	委託化基本方針策定中のため、策定後に具体的な取り組みを進めることとした。	民間委託の是非を検討するに当たり、現状の課題や他の自治体の取組み状況等、今後の図書館のあり方等の運営方針について検討しました。	教育委員会で協議を行い、今後の図書館のあり方等の運営方針について近代文学館運営審議会への諮問し、数回の協議を経て答申書が提出されました。	答申を参考に運営方針を協議し、決定された運営方針に従って図書館運営に努めます。	職員間で運営方針の協議を行ってきました。協議した運営方針について、平成29年1月の教育委員会定例会で協議していただきました。	運営方針案はまだ作成途上であり、決定した運営方針に基づいて平成28年度から図書館運営に努める計画でしたが、遅れています。今後は運営方針案を作成し、教育委員会の審議を経て、近代文学館運営審議会へ諮問しなければなりません。	運営方針案を早期に作成し、近代文学館運営審議会へ諮問し、決定される運営方針に基づき図書館運営を行っていくこととなります。	

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
38		事務事業評価 制度の充実 （目標志向、 成果重視の行政の実現、自ら考え行動できる職員の育成、予算への反映）	企画財政課 /政策係・財政係 進捗管理者 小野 英樹 担当者 尾形 賢太	平成21年度から事務事業別予算の編成を実施しました。また、目標志向、成果重視を図るため、総合計画に、新たに政策目標及び施策の主要目標を設定しています。	事務事業評価から施策評価へ手法を転換しており、施策目標の実現手段として事務事業を実施しています。美里町総合計画実施計画の年度ローリング及び成果の把握を継続的に実施するとともに、施策目標の進捗管理を行います。財政健全化計画を状況に応じて見直しを図り、予算へ反映させます。	目的・目標をより意識した事業展開を図るため、事業別予算から施策別予算への移行を図り、実施計画を作成しました。 「No.9 総合計画の進行管理の徹底」と一体的に進めます。	—	—	—	—	—	—	—	【No.9 総合計画の進行管理の徹底】と一体的な取組を推進されたい。	
39		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	総務課 /総務係 進捗管理者 伊勢 聡 担当者 高橋 憲彦	総合支所方式を見直して分庁舎方式を採用し、職員の集中と削減に努めるとともに、重点課題に取り組むために徴収対策課、防災管財課等を新たに設置しました。	【目的・目標】 機能的な組織体制を構築します。 【指標】 課設置の見直し検討数 【目標値】 5件	組織機構の見直し検討、必要に応じて事務委任及び特区の活用についても検討し、効率的な運営を図ります。	平成25年4月から生涯学習課を廃止し、既存のまちづくり推進課に再編しました。 【検討完了数】 1件	・健康福祉課は、分課の必要性について検討し、業務範囲が広いものの関連する取組が多くあることから、見直しは行わずに、当面、既存の組織体制のままとした。 ・建設課は、課題解決に向け、自ら検討し、7つの係を3つの係に見直ししました。 【検討完了数】 1件	徴収対策課について、担当課との債権管理体制を協議し、債権管理条例を制定しました。 建設課について、土木と下水道を分離し、下水道課を設置しました。 町への要望・苦情・相談の専門窓口を、平成27年4月から設置する準備を進めました。 産業振興課に新たに産業活性化戦略室を設置しました。 【検討完了数】 1件	検討はされているものの完了しませんでした。 ・債権管理体制の確立 ・子ども・子育て支援体制の確立	各課において組織体制の見直しが行われています。 産業振興課（産業活性化戦略室移設）	各課での検討の結果、具体的な組織改編案が示されるまでに時間を要し、翌年度への対応が難しくなる場合があります。	各課の組織体制の見直しに対応するため、翌年度の当初予算検討までに、実施の判断を行う必要があります。	「不断」の組織体制の見直しを行うこととしており、組織体制の見直し結果の検証が大切です。	
39-1		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	まちづくり推進課 /まちづくり推進係 進捗管理者 佐々木信幸 担当者 佐野 仁 （検討当時）	—	—	まちづくり、人づくりの視点から住民参画と生涯学習推進に向けた取組みの中で、組織体制の見直しの検討を進めます。	住民参画及び生涯学習に関する取組について、より一層、推進するために生涯学習課（スポーツ推進、文化振興、生涯学習）とまちづくり推進課（地域づくり推進、国際交流推進等）の2課を、平成25年4月から1つの課とし、施策連携の強化体制と組織の効率化を図りました。	—	—	—	—	—	—	—	

6. 簡素で効率的な組織体制の確立

区分 項目 No.	重点等 項目	第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
39 -2		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	徴収対策課 /徴収対策係 進捗管理者 菅井 清 担当者 門間 裕匡	—	—	公債権及び私債権の組織的な管理体制及び役割の明確化を検討します。	債権の現状分析及び課題の把握に努めました。	次の事項について取組ながら、関係課との役割について、一体的に検討を進めました。 ・収納率向上実施計画の策定 ・実務担当者会議の開催 ・庁内研修会の実施 ・電算システムの機能検討	債権管理の要諦をなす、美里町債権管理条例が平成27年3月議会で決定されたことにより、今後の管理体制が構築された。	・債権管理業務及び収納業務について、一元管理を前提とした組織の再編について検討を行った。 ・債権を一元管理できる電算システムの導入について検討を行い、平成28年度導入、平成29年度本稼働とした。	・所管課の債権管理業務及び体制を見直し、全庁的に業務を平準化する。 ・平成29年4月1日本稼働に向け、進管理を行う。	・平成29年4月本稼働に向け、テスト環境による運用を開始しました。 ・収納業務等の統一を図り債権管理業務の平準化を図りました。	・平成29年4月から稼働することとなりました。	・導入初年度のため、今後の安定稼働に向けた業務調整が必要となります。	
		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	健康福祉課 /庶務係 進捗管理者 渋谷 芳和 担当者 櫻井純一郎 （検討当時）	—	—	健康づくり、各種福祉施策を推進する取組みの中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	震災関連、債権管理等業務もあり、保健及び福祉施策の推進体制については、十分な議論は行えませんでした。が、震災に関連し、改めて各種福祉施策及び保健活動について関連する取組が多くあり、既存の組織体制のまま、取組を進めました。	分掌事務範囲、関連施策等を踏まえ検討を進めました。	—	—	地域包括ケアシステム構築等の制度改正対応のため健康福祉課内各係の再編及び再編による各係の配置等実務的な問題解決のための検討会議を開催し、検討案をまとめる。	内部での検討の結果、課の分割ではなく業務の見直し等による再編となり、事務室内の係の移動と机等の配置転換を実施しました。	介護保険係と包括支援センター、高齢福祉係の連携は取れていますが、根本的に地域包括ケアシステム構築等に対応できる組織体制とはなっていません。	もう一歩進んだ組織機構の見直しが必要です。	
39 -4		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	下水道課 /庶務係 進捗管理者 花山 智明 担当者 田村 太市 （検討当時）	—	—	下水道事業の地方公営企業法適用に向けた取組みの中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	地方公営企業法の適用について、具体的にになった段階で、一体的に組織体制を検討します。	下水道事業への地方公営企業法の全部適用又は一部適用とした場合における管理運営上の課題及びリスクの洗い出しを行いました。	組織体制について検討した結果、平成27年4月から下水道課を設置することとし、移行準備を進めました。	—	—	—	—		
		不断の組織体制の見直し （限られた職員数の中で最大限機能的な組織機構の編成）	子ども家庭課 /子育て支援係 進捗管理者 奥山 俊之 担当者 齊藤 くみ子	—	—	子育て支援及び就学前教育の充実に向けた取組の中で、組織体制の見直しの検討も進めます。	子ども子育て支援新制度の動向を見極め、必要に応じて検討します。	子ども・子育て会議2回開催（10月・3月）	子ども・子育て会議4回開催（7月・10月・1月・3月）	教育委員会部局とワーキンググループを編成し、美里町としての幼児教育・保育のあり方について協議検討を行いました。が、幼稚園及び保育所のあり方の検討のみになってしまいました。	ワーキンググループにおいては児童館、子育て支援センターの運営方法の見直しを行います。その後、見直しを行った運営のあり方に沿った組織体制を検討する予定です。	ワーキンググループを開催することができず、児童館、子育て支援センターの在り方を検討することではできませんでしたが、児童福祉法の改正により従来の子育て支援センターではなく「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」の設置が法定化されたため、今後は健康福祉課との協議が必要となります。	子ども・子育て支援事業計画策定等委員会においての「美里町立保育所の運営のあり方」についての議論を優先としたため、組織体制のあり方については議論することができませんでした。	子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の設置が法定化されたため、健康福祉課とどのように運営していくかの協議が必要です。	

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付してします。

7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

項目 No.	重点等 項目	第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
					目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
40	◎	住民ニーズの 適正な把握と 反映 （電子メー ル、郵送、直 接相談、会 議、懇談会、 アンケートの 実施等意見の 一元集約、対 応）	総務課 /広報広聴係 進捗管理者 相澤 直子 担当者 齋藤 眞	行政主体の住民懇 談会を、休日や夜間 も含めて開催してき ましたが、参加者は 多くありませんでし た。また、多様な方 法で寄せられた情報 の管理について組織 的な管理は、行えて いません。	【目的・目標】 住民から寄せられ た意見等に対する組 織的な対応管理か ら、広聴機能の強化 に努めます。 【指標】 データ管理の実施 率 【基準値】 定性目標のためな し	施策提案、苦情 申出に分類し、申 出手法に関係なく 情報をデータ化 し、組織的に管理 する仕組みを確立 し、他の広聴に関 連する取組項目と 一体的に進めま す。	提案箱の設置を 機に、施策提案と 苦情申出に分類 し、情報の一元管 理に努め、総務課 に寄せられた内容 については、担当 課任せにせず、 内容に関わらず総 務課で回答するこ ととしました。	住民の要望等を 聴く環境整備のた め、町政相談員を 設置しました。 各課の対応状況 の把握を行いました。	住民の要望、意見 等に対する対応を標 準化するための「町 民の声対応マニユ アル」を策定しまし た。データは電子媒 体で保存し、進捗管 理及び情報の共有化 を図ることとしてい ます。 また、要望、苦 情、相談等に対応す る常設の窓口として 「総合案内相談窓 口」設置に向けた準 備を進めました。 関連するNo.24及び No.25については、法 令順守のガイドライ ンを策定しました。	要望、苦情、 相談等に対応する 常設の窓口として、 平成27 年4月から総合 案内相談窓口を 開設しました。 総合案内に関 しては、町の組 織や業務につい ての住民の理解 度や疑問点の把握 に有効であり、 相談窓口につ いては幅広く 多岐にわたる相 談等が寄せられ ています。	意見、要望、 提案、苦情の情 報データ化、一 元管理等の継続 した取組及び改 善	住民の意見、要 望等への対応を 標準化するマ ニユアルを見直 し、職員のルー ル順守を促しま した。広聴担当 を経由した対応 の進捗管理につ いて徹底を図り ましたが、各課 対応の把握まで には及びません でした。庁内端 末システムの更 新に合わせたプ ログラム利用を システム会社と 調整しましたが 、有効な活用 は見込めない結 果となりました。	対応の標準化を 目指すためのマ ニユアルについ ては、策定及び 見直しを実施し ているものの、 職員のルール順 守における意識 付けはまだ十分 ではありません でした。各課の 進捗管理責任者 を対象にした研 修実施等の取組 強化が必要で す。	情報の一元化及び共有を早期に実現し、住民か ら信頼される行政を確立されたい。 住民から信頼される行政を確立するためには、 当然のことながらコンプライアンス（法令順守） がこれまで以上に強く求められます。職員の倫理 保持及び法令遵守、不当要求に対する職員の安全 確保、町の公益を害する事実の早期是正、住民自 治、公正かつ民主的な町政運営を確立するための 条例等の整備を早期に実現されたい。 その上で、住民ニーズを把握する具体的な取組 として施策提案と苦情申出は別に管理し、施策提 案については、庁内の政策を検討する会議に諮 り、町として意思を決定するような取扱いの明確 化が必要です。その上で、寄せられた要望及び苦 情については、緊急性等の区分から回答期日を設 定し、迅速に対応することが必要です。住民は、 少なからず役場に話せば、解決してもらえるとい う期待があります。苦情と捉えるのではなく、住民 サービス向上のためのありがたい情報として取り 扱っていただきたい。情報の一元化に際しては、 先進事例を参考にしつつ、町の課題及び住民ニー ズに迅速かつ適切に対応する専門の窓口の設置を 強く望みます。	
41		窓口・公共施設等の住民 サービスの充 実 （ワンストッ プサービス、 利用者の利便 性向上、業務 全般のサービ ス充実）	町民生活課 /住民係 進捗管理者 後藤 康博 担当者 末永 裕悦	窓口で、転入転出 に係る手続の一覧及 び申請書類をお渡し しています。また、 税等の取組項目です が、コンビニ収納の 実施、小牛田及び南 郷地域での衛生、農 政、教育関係窓口の 補完窓口業務、職員 の接客研修に取り組 みました。	【目的・目標】 わかりやすい案 内、丁寧な窓口対応 から、住民サービス の向上を図ります。 【指標】 窓口利用者の満足 度について、「よい 」と答えのあった 9項目の割合の平均 値の上昇 【基準値】 68.3％ （平成25年度数 値）	総合案内、窓口 の補完業務の充 実、証明書の自動 交付機の設置及び コンビニ交付の実 施検討の他に、多 様な納付方法の検 討、職員の接客の 向上等の他の取組 項目と連携し、住 民サービスの充実 を図ります。	本庁舎1階に各 係の窓口誘導ライ ン等を設置しまし た。	・来庁者窓口利用 アンケート調査を 実施しました。 ・マニュアル作成 については、平成 26年度への継続 調整となりまし ました。 ・補完業務につ いては、衛生、農 政、教育関係窓口 の補完業務を行 いました。	・アンケート調査、 接客対応評価測定調 査結果を踏まえ、住 民サービスの向上に 努めました。補完業 務については、現行 の他課他業務を実施 しました。 ・コンビニ交付等 の実施については、 費用対効果等から検 討を行いました。 ・来庁者窓口利用ア ンケート調査は、平 成27年3月上旬に 実施しています。 ・業務マニュアルに ついては、戸籍、住 民基本台帳業務、生 活環境について作成 しました。	・通知カード、 個人番号カード の発行業務を実 施しました。 ・来庁者を対象 に窓口対応アン ケート調査を実 施しました。 ・コンビニ交付 等は、個人番号 カードの発行状 況等から検討を 行いました。 ・一部の業務マ ニユアルの作成 を検討しまし た。	・社会保障・税 番号制度運用関 係への対応 ・来庁者窓口利 用アンケート調 査の実施 ・コンビニ交付 等の検討 ・一部完成して いない業務マ ニユアルの作成	・番号制度の対 応は計画通り実 施しました。 ・窓口対応に関 するアンケート を実施し、その 結果を踏まえ、 接客向上に努め ました。 ・コンビニ交付 については、個 人番号カードの 発行枚数が少な いことから、普 及状況を見なが ら検討します。 ・業務マニユ アルを作成しま した。	・番号制度の対 応は計画通り実 施しました。 ・窓口対応に関 するアンケート の結果は、目標 値をクリアしま した。 ・コンビニ交付 は、個人番号 カードの普及状 況を見ながら検 討します。 ・業務マニユ アルは、作成を 完了しました。	・番号制度の対 応は引き続き行 います。 ・コンビニ交付 等は、個人番号 カードの普及状 況を見ながら検 討します。 ・業務マニユ アルは、今後も 内容を検討し、必 要があれば改正 を行います。	手続の方法を選択できるサービスの充実も大切 ですが、業務の主担当者が不在の場合における職 員の応対能力の向上に向け、業務マニュアル等の 精度向上を図られたい。また、全庁的な接客等の 研修を実施しておりますが、実施予定の来庁者窓 口利用アンケート結果から、住民サービス向上に 努められたい。
42 -1		電子自治体の 推進 （施設予約の 導入の検討、 電子申請の推 進）	まちづくり推 進課 /スポーツ推進 係 進捗管理者 菊地 卓昭 担当者 澤村 拓也	十分な検討を行え ないまま、指定管理 者の管理に移行して います。	【目的・目標】 スポーツ施設の利 便性の向上のため、 施設予約システムの 導入について検討を 進めます。 【指標】 施設予約システム の導入の検討 【基準値】 定性目標のためな し	スポーツ施設管 理は、平成24年 度に指定管理者に 移行しています。 契約が満了する平 成26年度までに 指定管理者と協議 を進め、施設予約 システムの導入の 可否を判断しま す。	スポーツ施設 は、指定管理者制 度に移行したばか りであり、円滑な 運営のために定期 的な打ち合わせを 実施しました。	スポーツ施設の 指定管理者と情報 を共有し、システ ムを導入すること によるメリット・ デメリット等を協 議しました。	指定管理者と先進 地視察を行い、運用 課題等について協議 を行いました。	施設予約システ ムについて検討 できませんでし た。	導入を可とし た場合、システ ムの運用を開始 します。	施設予約システ ムについて検討 しましたが、現 在の施設利用状 況から導入のメ リットが少ない と判断しまし た。	施設予約システ ム導入の費用対 効果を検討した 結果、効果的 ではないと考えま した。	施設予約状況は 指定管理者ホー ムページで公開 しており、また 電話等での予約 を受け付けてい ることから今後 も予約方法等の 検討を進めてい きます。	施設の利用（空き）状況、予約問合せ数、施設 の利用推進、費用対効果を十分に検討され、施設 の利用推進を図られたい。

7. 行政ニーズへの迅速、的確な業務運用の確立

区分		第2次美里町 行政改革大 綱・記載項目	担当課 /係 /担当者	これまでの取組 と課題	実施方針		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度				委員会コメント
項目 No.	重点等 項目				目的・目標	具体的な取組概要	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Do【実施】 取組実績	Plan【計画】 主な取組	Do【実施】 取組実績	Check【検証】 目標達成状況	Action【改善】 課題及び改善	
42 -2		電子自治体の 推進 (施設予約の 導入の検討、 電子申請の推 進)	総務課 /情報システム 係 進捗管理者 高橋 憲彦 担当者 加藤 敏典	平成22年7月 に、宮城県及び県内 の市町村と共同で一 部の手続について電 子申請システムを導 入しましたが、その 後に普及した多様な メディアに十分な対 応ができていないの が課題となっていま す。 電子申請件数 平成22年度 70件 平成23年度 30件	【目的・目標】 個人情報を取扱う ツールとして安全で あること、いつで も、どこからでも申 請可能であることか ら、電子申請の利用 の推進に努めます。 【指標】 年間の電子申請件 数 【目標値】 100件	職員向けシステ ム研修を実施し、 利用可能な手続数 を増加させるとと もに、住民への利 用の周知を行いま す。 利用実績 90件	手続の電子化に 向けて、職員向け システム研修を庁 内で実施(10人 参加)、新たに、 脳検診の申込み手 続の電子申請を開 始しました。 利用実績 90件	・システム研修の 実施(19人参 加) 利用実績 60件	システム研修会 は番号法施行に向 けた取組のため、 システム更新まで に実施できませんでした。 みやぎ電子申請に ついては、平成27 年2月から新シス テムに変更となり 、スマートフォン での動作環境は改 善しています。 利用実績 50件	外部研修、内 部研修を実施す るとともに、新 たに児童館、図 書館事業の申込 み等の手続等を 電子申請対応可 能とした。 利用実績 75 件	・システムの職 員操作研修の実 施 ・電子申請手続 可能項目の検討	内部研修を実 施し、新たな手 続等を電子申請 対応可能としま した。 職員研修参加者 2人 利用実績 98 件	利用件数は増 加しており、新 たな電子申請利 用者の定着が認 められます。	引き続き、新 たな電子申請手 続の推進を図る 必要があります。	スマートフォンの普及、情報技術の発達により情 報ツールも多様化しています。個人情報の保護に 配慮しつつ、住民の利便性向上につながる手続方 法について検討されたい。

※ 一つの項目で、複数の指標設定している場合、又は、担当課が異なる場合、「項目No.」に枝番を付します。